

## 政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年12月8日（木）16：30～20：20

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、関審議官（環境省）、松本本部長代理（東京電力株式会社）

\* 文中敬称略

### ○司会

それではただいまから政府東京電力統合対策室合同記者会見を開催させていただきます。本日細野大臣は公務のため欠席させていただきます。あらかじめご承知おきをお願いいたします。それでは園田大臣政務官よりご挨拶及び冒頭発言がございます。

### <冒頭あいさつ>

#### ○園田政務官

それではただいまから合同記者会見を始めさせていただきます。本日もお集まり頂きまして誠にありがとうございます。私からまずご報告でございますが、先般来お話を頂いておりましたマニュアルの一覧でございますが、今日皆さま方のお手元でございますように原子力対策基本法に基づく計画を運用するために原子力発電所の事故に対応することを目的として政府が作成をいたしました規定等の一覧でございます。ご覧いただきましたように原子力災害対策マニュアル、そしてその作成主体がですね、一覧としてここに記載させて頂いているとおりでございます。なお、これにつきましては現時点での把握をしているということでございまして、この他にもあるやには聞いておりますけれども、現在のところで私どもで把握をさせていただいているものを一覧表にして皆さま方にお配りをさせていただいたものでございます。それから、先日ご質問頂きました過失、交通事故とですね、それから汚染水の今般の、汚染水の漏えいについての、まあ絡めてですね、ご質問を頂いたところでございます。したがって、交通事故などの過失と同程度のように罰せられるべきではないかというご主旨のご質問ではなかったかと受け止めさせて頂きましたけれども、原子炉等の規制法におきましては故意か過失か、あるに関わらずですね、原子炉設置者が原子炉等規制法で規制する基準を超えて放射性物質を放出した場合、これについては同法で規定されている保安措置違

反という形になります。当然になります。そして、保安措置義務に違反した場合は、原子炉設置者に対し保安のために必要な措置等を講じるよう命じることというふうになってはいますが、この命令に違反したときには罰則を科するという形になっているのが現行の原子炉等規制法の立て付けでございます。したがって今般のようにですね、汚染水が漏えいしたからといって直ちにこれに罰則が科せられるという性質のものではないということをお伝えをさせていただきます。そして本日はちょうど環境省から、今日は来て頂いておりますので、今般の除染についてご案内のとおり、今実証実験がスタートをいたしているところでございますけれども、それも含めて今後の除染の在り方について環境省、担当の関審議官が来ておりますのでこの後皆さま方にお伝えをさせていただくこととなります。皆さま方におかれましては多岐にわたる形で大変ご心配をされていらっしゃるというふうに私どもも受け止めさせて頂いておりますので除染なくして福島復興なし、という細野大臣からの意向もございましてしっかりとこの除染についても国が責任をもって進めていくというところを今実行に移させて頂いているという状況でございます。私からは以上でございます。

#### ○司会

それではただいま園田政務官からご紹介がありましたとおり本日はまず環境省から除染の現状等についての説明があります。環境省関係者でございますが17時半頃には退席させて頂く予定でございます。そのためこの説明の後、まず本件につきましての質疑の時間を設けさせて頂きたいと思っております。通常の説明と質疑は本件の質疑が終わりました後に予定させて頂きたいと思っております。それでは環境省からの説明となります。

#### <除染の現状等について>

#### ○環境省

環境省の除染の担当審議官をやっております関と申します。本日はこういう説明の場を設けさせて頂きまして誠にありがとうございます。1枚の紙で配布させていただきました。これをご覧いただければと思います。除染の推進に向けた今後の流れというタイトルにさせていただきます。皆さま方ご承知のことかもしれませんが概要についてご報告させていただきます。1番上の欄にございますように今年8月に議員立法で環境汚染対象特別措置法が成立いたしました。その法律の中で環境大臣が中心となって除染を進めるということになったわけです。この法律は来年1月1日に完全施行するというふうになってはいます。現在1番上の欄になりますように平成23年中とい

うことで、具体的なその法律のルールにつきましては、ほとんどのものが環境省令で制定するというようになっておりまして、これを現在策定中ということでございます。もう少し具体的に申し上げますと、まず除染に取り組む基本的な方向を国が定めるということで基本方針というふうに法律でなっております。これにつきましては11月12日に閣議決定いたしまして除染等の基本方針が既に制定されております。個別の省令事項につきましては手続き的には環境省に専門家からなる委員会を設けまして専門家のご意見も伺いまして10月と11月の2回に分けて省令案をパブリックコメントさせていただきまして、パブリックコメントを終了いたしまして、現在省令の中で数値基準等に関する部分につきましては放射線審議会、及び原子力安全委員会にお諮りしてご審議頂いているところでございまして、この審議が終了し、了解が得られましたら直ちにこの省令を公布したいとこのように考えています。ということで今年中に全ての定めるべき省令等を制定いたしまして1月1日から本格施行に入ると、このようにございまして、その下の欄で国除染地域と書いてある所で幾つか項目を分けておりますけれども、この法律、国が除染する地域と自治体が除染する地域ということをしていて、これも省令でございまして、国が除染する地域は、現在の省令の案では警戒区域と計画的避難区域につきましては国が自ら除染するというふうな仕分けになる予定です。その一方で自治体さんに除染をお願いするところにつきましてはそれ以外の所でございまして、追加的な被ばく量が1mSv/hを超えると思える地域ということで、具体的には時間当たりの空間線量率で0.23 $\mu$ Svを一定の面積をもって超えるような自治体におきましては対象となるということでございまして、省令等が、地域指定省令と呼んでいますが、これが交付されましたと同時に環境大臣によりまして法律上は汚染状況重点調査地域という名前でございますけれども、これを指定させていただきましてそれぞれの自治体さんにおかれましては汚染状況をもう一度調査をしていただきそれに基づきまして除染実施計画というのを策定していただき、それを元に除染を行って頂くと、このようになっております。一方、紙にございまして、国が除染する地域におきましては先ほどの警戒区域と計画的避難区域を指定させて頂く予定でございますけれども、まず除染計画というのを国自らがこの地域につきましては策定させていただきます。このためには詳細なモニタリングが必要でございますので11月からこの地域につきましては詳細モニタリングを既に開始させていただいているところでございまして、来年1月1日の完全施行になりました後、速やかに国がこの地域の除染実施計画を検討いたしまして作成する、このように予定になっております。これと並行いたしまして次の欄ですが、モデル事業と書かせて頂きましたがこの警戒区域と計画

的避難区域におきましては大変線量が高くてどういう除染方法が適切であるか等々について不明な点多々ございますので黄色い線でございますが、これは実際には内閣府の事業として JAEA に委託をして現在行われていますが、除染のモデル実証事業ということで既に幾つかの地区においては開始させていただいているところでございます。この結果を踏まえまして、国が担当いたします高線量の地域におきましてどのような除染方法が望ましいのかということを決めていきたいとこのように考えています。黄色い矢印の右の方をご覧くださいますと年度末、来年度3月末、3月ぐらいから24年にかけて高線量地域を対象としたモデル事業と書いてありますが、こちらの方は環境省が自ら担当いたします継続的なモデル事業、第2段階のモデル事業というのをやっていく予定にしております。それから次の欄であります。除染がどうなっているかということでもありますけれども、昨日から防衛省にお願いいたします拠点的な町役場について自衛隊による除染というのをやっていただいております、これは昨日12月7日から2週間程度で4町村の役場の除染をやっていただくということでありまして、これは役場を今後本格的な除染をやるための拠点的な場所とするということ、まず点としての役場を除染し、そこを中心に本格的除染をやっていきたいということでありまして、本格的除染というのは私どもが民間の事業者の方に仕事として発注してやっていただくわけでもありますけれども、特措法が施行する前に自衛隊がこういうことでやっていただいているということ、大変感謝しております。自衛隊の除染がありまして来年に入りましたら特措法に基づいて本格的な除染をやっているようになっていっていますが、そこに書かせていただいたように除染の実施で、下にインフラ設備を先行的に実施ということでありまして、まずは順番といたしまして町役場、あるいは町役場に通じる道路、あるいはそのインフラ、住民の方に戻って頂くためにはインフラ系の設備が重要でありますので、まずはそういう所を除染の重点箇所として除染をやっていきたいと考えておりまして、徐々にその生活空間全般の除染を開始していきたいというふうに考えています。右の方をご覧くださいますと平成24年度に入りました引き続き除染をやらせていただくわけでもありますけれども、モデル事業の成果等は随時評価しながら本格的除染のやり方を試行錯誤的ではございますけれども、考えながら進めていきたいというふうになっていきます。それから次の欄でございますが、仮置き場と書かせて頂きましたが、除染をやりまして放射性物質でありますから無害化というのは当然出来ませんので、隔離するしかないということで、除染を行いますと除去土壌が大量に発生しますので、これを取りあえずは仮置きをする、仮置き場と呼んでいますがこれを設置する必要があるということで現在も国が除染する地域にお

きましてはそれぞれの当該市町村の方々等と、どこに仮置き場を設置するかについて調整をさせていただいているということでございます。まあただ、福島市等で除染が既に市町村によって行われている例を見ましてもなかなか住民の方、早く除染をして欲しいという強い要望があります反面、仮置き場についてはなるべく自分のうちの近くには置かないでくれというような正にニンビーの not in my backyard ということがございまして、簡単には仮置き場の設置が進んでいないというのが現状でございまして、私どもも様々な観点から安全性に配慮した仮置き場によって追加的被ばくはほとんど起きないということも丁寧に説明してご理解を得ていきたいと思っています。仮置き場設置と除染というのは、あいまって進めざるを得ませんので、仮置き場が決まった所については仮置き場を作って地域の除染を行い、仮置き場に除去土壌等を搬入するというのを継続的にやっていく予定にしております。また最後の欄、体制でございませぬけども、現在私ども環境省の出先として福島の除染推進チームというのを設けさせて頂いて関係省庁の方にご参加いただき関係団体、東電を始めとして一体となって除染を進めていこうということですが、環境省に限って申し上げますとここに書いてありますように、平成24年からは福島環境再生事務所というのを発足させて60人を超えるような人を貼り付けて除染にあたりたい、また平成24年度4月からは更に人員を増強いたしまして200人超の人を配置してこの除染を進めていきたいと考えています。最後になりますけど特措法の一番上の欄の、左上で政省令ガイドライン策定と書いてありましてガイドラインという言葉は政省令でいろんなルールを、例えば収集運搬保管、あるいは除染の方法等々、あるいは地域指定のやり方等々を省令で定めるわけですが、なかなかそれだけでは十分に実際に除染をやっていただく方々には分かりづらい面もございませぬので、ガイドラインというのを専門家のお知恵をお借りして策定しておりまして、150から160ページになる予定ですがこれも12月中下旬にこの特措法の環境省令が交付された時と同時に発表して自治体等々でご活用いただくようにしているところでございます。私の方からの説明は以上でございませぬ。

#### ○司会

それではただいま説明のありました件について質疑の時間を取らせていただきたいと思います。ご質問ある方は所属とお名前をお願いいたします。先ほど申し上げましたように環境省の方々は17時半頃には退席させていただきます。できる限り多くの方々に質問してもらいたいので簡潔にお願いします。それではご質問のある方は挙手をお願いします。いらっしやいませんでしょうか。ではそちらの前の男性の方、そしてそちらの方、続けてお願いします。

<質疑応答>

○月刊誌ファクタ 宮嶋

Q： 本日は環境省の方にお見えいただきましてどうもありがとうございます。  
月刊誌のファクターの宮嶋 です。1月1日からの施行に当たってなかなか準備が大変だと思うんですが、もう少し1月以降の環境省として除染に取り組む体制についてですね、例えば4月1日に200名ということですが、これはこの年度末の機構定員要求ですとかでは、例えば何人になっているということですね。それから実質この事業を進めるにあたっては、もちろん環境省が責任の中心とは思いますが、恐らく実質的には農水省ですとか、国交省ですね。地方公共団体を使うにしても、そういう役所が実務を実体的には担うと思うんですが、そういう他省庁との連携を含めた国が一体となつての除染の推進ということについて、現在どのような誰がヘッドで、どういう形で取り組まれていくのかということ、まず伺いたいと思います。

A： (環境省)1月以降の体制でございますけれども、ご指摘のとおり来年度の機構定員要求で、環境省1,00人ちょっとの省でございますので、200数十名定員要求をさせていただいております、これを恐らくお認めいただけるだろうという前提で、福島につきまして200名超の人員配置になるというものでございます。なお併せて再生事務所というのは、福島市に設置する予定でございますけれども、それぞれの福島県内の地域に支所というものを設けて、この200名は適宜福島市のみではなく支所にも配置させていただきたいとこのように考えております。また、政府一体とした取り組みでございますけれども、事業経験の豊富な農水省さん、あるいは国交省さんにもご参加いただくように、政府の中で調整しております、官房長官をヘッドとしました除染等の関係閣僚会議というのも出来ております、その中で政府一体の取り組みを調整させていただいております、現に農水省さん国交省さん、あるいは経産省さんから、福島に除染のために人を先月から配置していただいているということでございまして、出来ましたら200名超の定員で人を配置する時にも、環境省の職員だけではなくて、事業経験の豊富な事業官庁の方にも、この中で来ていただいて政府一体として全力で除染に取り組んでいきたいと、このように考えております。

Q： 今の支所というのは、どのような形で町村単位に置かれるような形になるという、要するに市町村の役所の中に、そういう環境省の出城みたいなのできるというイメージでよろしいのでしょうか。

A：（環境省）現在の予定でございますけれども、市町村毎ではなくて地域のブロック毎に、全県で数箇所、4、5箇所程度を予定しております、それぞれ事務所を探してそこに職員が配置されると、こういうことを想定しております。

○司会

では次の方をお願いします。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグの小嶋です、よろしくお願いします。これから冬になるので、雪が問題になってきて、雪が降ると除染が進まないなどの考えが浮かびますが、雪に対する対策というか、関して教えてください。もう1点、屋根の除染に関して、東大の児玉教授なども、高圧水などでの効果が薄いということが上げられていますけども、新たな屋根に関する対策がどのように考えているのか教えてください。もう1点、現在除染に関して、自然減、半減期を含めた自然減などで40%程度、残り除染などで10から20%程度というような数字が出てますけど、このような%で示していますが、結局どの程度の範囲が2年後、2年半後、3年後などのめどで住める範囲になるというか、見通しというのは決まっているのでしょうか。もう1点、森林などの効果が除染効果が薄いなどという結果が今、実験などで出ていますが、この点に関してどうい対策をする予定かということをお教えてください、以上です、よろしくお願いします。

A：（環境省）まず第1点、雪についてでありますけれども、浜通りは余り雪が降らないと聞いていますが、中通りにつきましては、例えば飯館村等は、今、雪が降りだすと積雪があるという地域でございますので、積雪いたしますとなかなか除染ができませんので、雪が消える、あるいは雪が降る前にということを考えておりますけども、除雪をして除染をするということは、今のところ考えてございません。2点目でありますけども、屋根の除染について高圧洗浄で洗うというのが、現在実用的な除染方法であると考えておりますけれども、なかなか2割前後しか除染ができないという結果も出てきておまして、これに変わる方法というのが現在のところは、いいものが見つかっておらないということでありまして、除染技術に関しましては、内閣府がJAEAに委託をして、公募をして実証をやっておりますので、そういう中で更に優れたものが出てまいりましたら、そういうものを取り入れて除染を進めていき

たいと、このように考えております。3点目でありますけれども、先ほど申し上げました11月11日に、閣議決定いたしました基本方針におきまして、今年の夏から起算して2年後に、一般の公衆で50%、子供の生活空間で60%の放射線量の削減を目指すというのが政府の方針でございます。4割弱の分は自然減であると、残りの10から20%を除染でとご指摘のとおりでございます。どの範囲がどうなるのかということにつきましては、この目標というのは、現在の線量が20mSv/年以下の所について、政府としてこういう目標を定めさせていただいております。現に人が居住している所を最終的には1mSv/年にもっていくために、こういう目標でやっていこうというものでございまして、人が避難されております20mSvを超える所につきましては、なかなかいつまでにどうかということの目標が定めにくいわけでございますけれども、基本方針の中におきましては、人が避難していらっしゃる地域の中でも比較的線量が低い所につきましては、再来年度の末までに、人の生活空間について除染すべきものは除染を終えて、仮置き場等に移すということを基本方針の中で目標として決定しております。その実現に向けて政府として全力をあげて取り組んでいきたいと考えております。4点目の森林の除染でございますけれども、森林全体の除染をどういうふうな方法がいいのかについては、林野庁の方でご検討いただいているということでございますけれども、政府の方針としましては、取りあえず人の居住空間に対する影響を極力抑えるということで、居住地域から森林のふちから20m程度を集中的に除染することによって、この除染というのは、落ち葉を回収する、あるいは常緑樹であれば必要な枝うちをすると、こういう内容でございますけれども、こうすることによりまして居住空間への、森林からの放射線の低減を図ることが出来るという方針で、この方針で当面進めていきたいと考えております。以上です。

Q：今の件に関してちょっと。除雪などしないということなので、除染に関して。雪が解けるまで待つという形でよろしいでしょうか。ということと、屋根に関してなんですけれども、屋根の張り替えとか、取り替えなどの検討はなされてるでしょうか。この辺は予算的に難しいのかなと思うのですが、その兼ね合いについても教えてください。半減させる、60%軽減させるというのは、20mSv以下の地点ということでしたけれども、年間1mSvに近づけるというのは、どの範囲まで2年間で可能なのかという見通しなどがあれば教えてください。以上です。

A：（環境省）積雪がある所については、現在のところは除雪をして除染することは考えておりません。そういう地域については雪が消えるのを待って、その分については除染するのが適切であろうというふうに考えてござ

います。それから 2 点目の屋根の張り替えでございますけれども、現在の除染の費用等々の中で、屋根を張り替えることによる除染ということは、予定はしておりませんで、今後の検討課題になるのかなというふうに考えております。3 点目でありますけれども 1mSv に近づくのはどの範囲であるかというのは、なかなか申し上げずらいんですけれども、2 年間で 50%の削減が低減が出来る、これを実現したといたしますと、当然当たり前の話しでありますけれども、現在の年間の線量が 2mSv 前後の所については、当然 1mSv になるということでありまして、福島県内は、比較的濃度が高い所が多いわけでありまして、福島県外で今後除染を行うような地域につきましては、2mSv から 3mSv 程度の所、高くてもそういうところがございますので、この 2 年間の除染によって、おおむね長期的な目標であります 1mSv に近づくのではないかなと、このように考えております。

Q：ありがとうございました。

○司会

他にご質問のある方。ではそちらの方。他にいらっしゃいませんか、では。

○NPJ と吉本興業 おしどり

Q：NPJ と吉本興業のおしどりです、よろしく申し上げます。私は第 116、117、118 回の放射線審議会に傍聴しまして、環境省の除染に関する特措法の審議の傍聴に伺ったので、その件も絡めて少しお聞きしたいのでよろしく願いいたします。まず先ほど、除染で 50%、2 年後に下げるという目標、これが 8.26 の指針にも出ておりますが、除染で 10%しか下がりませんが、自然の低減、減衰とウエザリングで 40%、人工による除染で 10%しか下がりませんが、大体 2 年後に 10%低減するという除染に、どれくらいの予算を考えられておられるのでしょうか、どれくらいの概算でいいですので、感じだけでも教えていただけたらと思います。0.23  $\mu$ Sv/h 以上の地域が除染実施計画を定める区域というふうに、116 回の審議会で上がっておりましたが、その計算方式として、追加被ばくが年 1mSv 以下ということで、0.23 で年間線量を計算するのではなく、追加被ばくによる 0.19  $\mu$ Sv の方のみで計算しておりまして、それで計算しますと年 998.64  $\mu$ Sv になるのですが、0.23 で計算しますと 1208.88  $\mu$ Sv/h になりますので、こうすると年間 1mSv を超えてしまうのですが、基本 0.23  $\mu$ Sv 以上の所を除染実施計画を定める区域にした理由が少し分かりませんでしたのでご説明していただけたらと思います。そして審議会の中で、かなり用語がややこしくて委員の方も何度もご質問されていて、ちょっと私も

区別がつかなかったのですが、特定一般廃棄物と、特定産業廃棄物と、特定廃棄物の区別をお教えください。よろしく願いいたします。最後にもう 1 点、現在の話なのですが、この特措法が施行されるまで、来年の 1 月 1 日からの特措法が即施行されるまで現在の段階では、8,000Bq/kg を超えるものに関しての再利用の規制がないのではないかとこの質疑が上がりまして、それに対してのお答えが現在の法律上だと、8,000Bq/kg 以上超えても再生利用をやろうと思えばできると、でも実際では 8,000 以下でも余り行われていない状況なので、そのことは安心していいと思うというお答えだったのですが、実際どのように現在この汚染されているもの、処理されたものがコンクリートや栄養土や再利用されているかどうかというのをチェックされているのか教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

A : (環境省) 第 1 点予算につきましてであります。福島県以外が長期的な 1mSv を目指すということであろうと、ぴったり該当するだろうということでありまして、予算要求の段階でございますけれども、おおむね 1,000 億円程度福島県以外の自治体において除染を行う際の必要経費として現在要求させていただいているところでございまして、まだ内示等もございませんのでどうなるか分かりませんが、環境省として要求させていただいていると。それから 2 点目でございますが、 $0.23 \mu\text{Sv}$  と  $0.19 \mu\text{Sv}$ 、追加的被ばく量の 1mSv/年の関係でございますけれども、標準的な生活パターンというのを想定いたしておきまして、8 時間野外にいて 16 時間屋内にいます。屋内は日本の木造家屋という前提で。

Q : すいません、途中で。ありがとうございます。その計算式は存じておるのですが、その計算式をなぜ  $0.19$  で当てはめて  $0.23$  で計算しなかったという疑問なのです。

A : (環境省) それでありますと、 $0.19$  になるわけでありまして、バックグラウンドで今回の原発事故と関係ないもともとあった地層的なバックグラウンドの放射線というのがございまして、これが全国平均で  $0.04 \mu\text{Sv}$  であるということありますので、その  $0.19$  に  $0.04$  を足して  $0.23$  というのが今回の事故による追加的な被ばく量に  $1 \mu\text{Sv}/\text{年}$  にあたると、こういうことで算定したものでございます。

Q : ありがとうございます。すいません、その点について。 $0.23$  で 8 時間屋外で、そして 16 時間木造家屋の中でというふうに、 $0.23$  で計算しますと  $1,208.88 \mu\text{Sv}$  になりますので、なぜ  $0.23$  で計算すると 1mSv を超え、この特

措法の資料では0.19だと追加被ばくのみで年間1mSvを超えないというふうにしか記載されていないのですね。バックグラウンドと追加被ばくを足したものでなぜ計算しないのかという疑問なのですが。

A：(環境省) バックグラウンドと足したもので0.23で、0.19はご承知のように8時間外でありますので、0.23をそのまま外部被ばくで浴びると。16時間家の中にいらっしゃる時は、家屋による遮蔽効果がありまして6割カットされるということで計算しておりますので、1mSvというのが時間線量で0.19になると。

Q：追加被ばくで0.19のみだと1mSvは超えないのですが、その0.23で計算を計算すると超えるんですね。 $0.23 \times 8 + 0.4 \times 16 \times 365$ だと1,208になるんですね。

A：(環境省) 1mSvという基本方針で定めておりますのは、今回の事故に伴う追加的被ばくが1mSvということでありまして、もともとサーベイメーター等で測ったものはその今回の事故によるセシウムから出ます線量と、もともと地層にあります違う核種から出るものがございまして、その分が $0.04 \mu\text{Sv/h}$ であろうということでありまして、0.23はそうっておりますので、これは1mSv/年に該当すると。

Q：分かりました。追加被ばくの年間線量が1mSvを超えないということで、追加被ばくとバックグラウンドを合わせると1mSvは超えるという認識でよろしいでしょうか。

A：(環境省) それで結構です。

Q：分かりました。では、現在食物などによります年間線量限度は、全ての核種で5mSvとなっておりますが、追加被ばくそしてバックグラウンドからの年間線量の被ばく、そして年間の食料の被ばくを総合するとかなり高いという計算になるのですが。

A：(環境省) 特措法の基本方針で今回の事故による追加的な被ばく量1mSv/年というのは、外部被ばくのこととございまして、食品等を経由する内部被ばくということは考慮しておりません、その中では。

Q：分かりました。今回の外部被ばく、そしてしかもその中の追加被ばくのみという計算だけですね。分かりました。ありがとうございます。

A：（環境省）それから特定廃棄物、特定一般、特定産業と、これは特措法の要望でございまして、特定廃棄物というのはいわゆる指定廃棄物というのがございまして、指定廃棄物というのは、指定廃棄物と国が直轄で処理をする廃棄物、それは今の予定しております環境省令では、警戒区域と計画的避難区域の中にございます災害廃棄物は、国が直接処理をします。この廃棄物とそれ以外の地域で、例えば福島県以外でも下水汚泥とか焼却施設の焼却灰等が高いのがございまして、こういうものを国が指定すると。これを指定廃棄物と呼んでございまして、その両者を合わせたものを特定廃棄物というふうな用語でこの法律の中で呼んでいるものでございます。それから4点目でありませけれども、この特措法自体はいわゆるリサイクル、再生利用の基準というのを定めるようになってございませぬので、そういう意味では再生利用の基準がどうであるかということは、この法律は特に何も触れていないというものでございませけれども、当然のことながら収集運搬、保管、処分の基準というのをこれも環境省令で今定めようとしているものでございまして、その中でBq数、レベルに応じていろんな注意を払って処分するようになっておりますので、そういうことから考えればそういう注意を払うようなものが、処分をする必要があるものが普通の再生利用品として市場に流通することはないと、こういうふうな説明をその放射線審議会で、私は出ておりませぬでしたけれども、があったのではないかなというふうに考えております。

Q：分かりました。では現在そしてこの特措法が施行されてからも、汚染されたものが再生利用するかどうかなどの、直接取り締まる法律は現段階ではないという認識でしょうか。

A：（環境省）現時点で制度的にそういう法的な枠組みがあるかと言えばないと思います。

Q：分かりました。これから検討中ということになるのでしょうか。現在どのような形で処理されているもの、汚染されているものがどのようになっているかというのは環境省では把握しておられるのでしょうか。

A：（環境省）廃棄物に該当するようなもの以外で、普通の製品で汚染されてるかもしれない、ご趣旨はそういうことだと思いますけれども、そういういわゆる廃棄物ではない、いらぬものではないようなもので放射性物質によつ

て汚染されているものの流通を規制するという制度はございませんで、現時点におきまして環境省でそういう制度を検討してるといことはございません。

Q：分かりました。すいません1点目に戻りますが。

○司会

すいません、他の方がいるかもしれないので、もし他の方がいらした場合は申し訳ないけどまた改めてでよろしいでしょうか。

Q：分かりました。

○司会

長くなってるもので。他にご質問のある方、いらっしゃらなければ続けてお願いしますけど。ご質問ある方。大変恐縮ですが他の方いらっしゃるので先にやらさせていただきます。そちらの方とそちらの方、2人続けてお願いします。

○フリーの木野

Q：フリーの木野と申しますけれども。まず1点目が、事業経験豊富な国交省、農水省と一体となってやられるということなんですけれども、これは除染に関してはどの省庁も事業経験というのはないと思うんですけれども、どういったことを期待されているのでしょうか。その辺ご説明いただけますでしょうか。それから除染費用なんですけれども、一応その特措法の中では事業者の円滑という話がありますが、一方で東京電力は先日報道がありましたように、放出したのに関しては自分たちの物ではないので除染費用を負担する必要はないと、そういう義務はないという主張で裁判でそういった論調を出しておられますけれども、国はこれに関して個々の、個別の裁判のことなので特段そういったことの見解というのは難しいとは思いますが、そういった事業者に今回こういった形で除染費用を負担していただくのか、その辺どういうふうにお考えなのかお聞かせいただけますでしょうか。以上2点です。

A：(環境省) 国交省、農水省との事業官庁と一体としてというのが政府の方針でございます、もちろん除染というのは世界的にもこんな大規模な除染というのは例がございませんで、参考になるものがないというのはご指摘のとおりでございます。ただ例えばでございますけれども、農地や森林の除染と

というのは、除染に伴いまして仮に表土をはぎますと、生産地としての地力が落ちてしまうという問題がございまして、その後いかに農業生産に適した農地に戻すか等々、正にこれまで農水省さんがやられてきました農地の構造改善議論そのものでございますので、こういう経験というのは環境省にはございませんけれども、例えば農水省には豊富にございますので、そういう事業の経験等々を農水省さんに発揮していただいて、一体として農業をやっている方が除染によって、引き続き除染をやることによって引き続き健全な農業経営ができるようにというようなことも重要なことだと考えております。それから 2 点目費用のことでございますけれども、私どもその個別の裁判についての主張は承知しておりませんが、報道で知ってる程度でございますけれども、いずれにしましてもその除染というのは今回の事故に伴って必要を迫られたものでありますので、政府あるいは環境省としては除染にかかった費用というのは東京電力に求償させていただくというのが方針でございます。以上です。

Q： 分かりました。1 点目なんですけれども、そうすると基本的には除染そのものに関してはこれは環境省がまず先にやって、今地力がというお話がありましたけれども、それは除染が済んだ後の話だと思いますので、その後のことを農水省なり国交省なりというのが分担というか、担当していくような形になるのでしょうか。その作業の進め方としては。

A：（環境省）除染そのものも例えば農地でありましたら、最初からどういうふうなやり方があるかと。表土を除去するというのもありますし、農水省の研究所でいろんなご提案をされておりますけれども、深く耕すということもございまして、様々な方法がございまして、それはその除染の計画を作る段階からそういう農地の保全等の知見をご提供いただいて一緒になって進めていくのが最も良い除染のやり方であろうというふうに考えております。

Q： 当面その辺の費用というのは先ほどの 1,000 億の中に全部入っているということなんですかね。

A：（環境省）先ほどの 1,000 億は福島県以外で周辺の県等で除染が必要な所は出てまいりまして、これは特措法で地域を指定させていただくんですけれども、そういう自治体において除染を行うための費用として 1,000 億程度を計上させていただくようにしております。国が行います濃度が高い地域、福島県の警戒区域と計画的避難区域については、別途予算を要求させていただ

ておりまして、現在のところは予備費から始まりまして、来年度の予算要求、債務負担行為で再来年度合わせて 1,000 兆円を超える除染費用を確保してまいりたいと、このように考えております。

Q： ごめんなさい、先ほどの 1,000 億は福島県外、そうすると警戒区域とかに指定されていない福島県内というのはどこに入るんでしょうか。

A：（環境省）これはまた別途で、福島県内にありまして国が直接やらない地域、例えば福島市等になりますけれども、これは福島県に現在基金がございまして、その基金に国が支出をさせていただいて、その基金を通じてご支援させていただくということでございまして、予備費で既に手当てをされておりますし、今回の 3 次補正でも一定額手当てをされておりました、3,000 億程度であったと記憶しております。

Q： その基金の中には東京電力の負担というのはどういう形でこれから入ってくるんでしょうか。

A：（環境省）それは全てこれまで国が予算として計上して、国の費用として福島県を支援させていただいているものでありまして、それについて後ほど国として東京電力に求償させていただくと、こういう仕組みでございます。

Q： それはいつ頃どういう形でという、具体的なめど、時期、方法というのはあるんでしょうか。

A：（環境省）現時点ではまだ決まっておりません。

Q： いつ頃までに決める予定なんですか。

A：（環境省）財務省とご相談をして決めていきたいと思っております。

Q： まだ全くその辺の費用手当てというのは見えていない。

A：（環境省）予定とスケジュール等は決まってございません。

Q：

分かりました。以上です、ごめんなさい。ありがとうございます。

○司会

すいません、次の方どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤と申します。環境省の除染に關係して。除染に水あるいはお湯を使用することになるかとは思ひんですが、使用する水の総量というのは最終的にどれぐらいになるか、幅はあるかと思ひますけれども、何らかの見込み、計算というのはあるのでしょうか。合わせてそれに含まれて出てくると言ひますか、それに含まれることになる放射性物質の総量というのがどれぐらいになるのか教えていただけませんかでしょうか。

A：（環境省）1 点目の除染で高圧洗淨等で水あるいはお湯を使ひますけれども、総量がどうなるかということは見積もっておりませんので分かりません。それから量は分かりませんので、それに含まれる除染によって水に移行する放射性物質の量ということであると思ひますけれども、これも現時点では不明であります。

Q：分かりました。その処理後の水の關係なんですけれども、これは水はどこかで保存することになるのかどうか、あるいは側溝から垂れ流すようなことになるのか、その水が放射性廃棄物にあたるのかどうかということも確認させていただければと思ひます。併せて水の処理方法の定めというのが何らかあるのか、よろしくお願ひします。

A：（環境省）除染で水を使つて洗淨しますと当然水の中にそのセシウムが移行する、これで除染がされるわけでありましてけれども、これはなるべくその 2 次汚染を引き起こさないようにというふうな注意義務のようなものは定めてございましてけれども、予定でありますけれども、厳密に現地で水処理をするということも現実的には不可能でありますので、例えば屋根を除染しましたら、それを雨どいを通じていわゆるホットスポットになる雨どい下の土に溜まるわけでありましてけれども、土というのはフィルターの機能もございまして、セシウム等をそこで濾し出すわけでありまして、そういうものを順番に上から下に、最後はその土を除去することによってセシウムがその除染地域以外の所に広く流れ出すということは防げるのではないかなと思ひております。これが放射性廃棄物にこの水があたるのかという意味では、その特措法の中

ではそういうふうな規定はございませんので、特にその水の濃度について何らかの規制があるかと言えばございません。

Q：分かりました。ちょっと関係で二つお聞かせいただけますでしょうか。まず除染という言葉の考え方についてなんですが、今のお話ですと汚染を除くというよりは別の場所に移すという意味で、移染というような言い方の方が実態には合ってるのかなと思うんですが、その辺りどうお考えなのか。それと結局水そのものの方は垂れ流しになるということだと思えますけれども、それでいいのかどうかお聞かせいただけますでしょうか。

A：（環境省）除染という日本語は汚染を除くということかもしれませんが、ご承知のように無害化するということは放射性物質の元素の話ですからできませんで、環境省が従来扱っております化学物質でしたら、高温で化学結合が起きることによって違う物質にどうか、構造の物になりますので、それで無害化できますけど、これは元素そのもの話でありますので、いずれにしても無害化というか放射性がなくなるような形に処理は出来ませんので、隔離をして自然に崩壊して減衰するのを待つしかないという意味では、消すわけではなくて、集めて保管して隔離をして自然に崩壊するのを待つということだと理解しております。それから、除染の水の垂れ流しではないかということでもありますけれども、全くの垂れ流しではもちろんありませんで、先ほど申し上げましたように、幸いなことに土地というのがセシウムを極めて吸着する効果がございますので、それぞれの地点においては汚染された洗った水というものの中に含まれているセシウムというのは、その下の土でろ過されて、水そのものは綺麗になっているということでありまして。例えばでありますけれども、私どもの方でも地下水のモニタリングをやらさせていただいておりますけれども、幸い地表にセシウムがあって、雨が降って雨水は地下水に流れていきますけれども、セシウムは表土の 5cm 以内にほとんど留まっているということもありまして、そういう意味では汚染物質が水の中に垂れ流しされるということではないというふうに考えております。

Q：分かりました。一つだけ多くなって恐縮です。追加でお聞かせください。放射性物質の所有者が誰なのか、環境省としてはこの放出された放射性物質の所有者というのは誰にある、あるいはどこにあるってというようなお考えってありますか。

A：（環境省）一般の環境汚染でも、汚染物質が大気汚染でありましたら所有者

は誰かという議論は、私も経験ございませんけれども、環境汚染の対処する時には PPP ということで、ポリューター・ペイズ・プリンシプルということで、汚染者負担の原則と。汚染を起こした人が負担をして綺麗にするというのが、従来からの過去 40 年くらいの世界的にも、我が国でもそういうことでありましたので、それに照らして言えば、セシウムの所有者が誰かということよりも、汚染を引き起こした方がその責任を持って、費用負担もして、回復をするということだと考えております。

Q : 分かりました。ありがとうございました。

○司会

後 10 分ほどでございますので、他にご質問ある方、多くいらっしゃいました、後 2 名くらいにさせていただきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。まだ最初の方がお 1 人、まだ一度も手を挙げていらっしゃらない方いらっしゃいますか。お 1 人でよろしいですか。まず、お 1 人よろしく願います。

○NPJ の日隅

Q : NPJ の日隅と言いますが、すいません、ちょっとご説明があったら申し訳ないんですが、業者の設定等の方法、それから基準とかそのようなものはどうなっているのでしょうか。

○司会

1 問でよろしいですか。

A : (環境省) 本格的な除染というのは環境省の方でまだ発注しておりませんので、これからでありますけれども。まず当たり前の話でありますけれども、除染をする能力があるような事業者でないと意味がありませんし、公平な競争が行われる必要があると、こういう観点を重視しながら、選定、発注をしていきたいとこのように考えております。

Q : そこでのいう能力というのは、例えばどのようなことなんでしょうか。

A : (環境省) この特別措置法で、除染の方法というのを幾つか定めさせていただいて、そのガイドラインにも示させていただくわけではありますが、そういう除染行為を行うのに適したような事業者としての能力があるという

ことでありまして、そこは最低限当たり前のことでもありますけど、必要であろうと思っております。

Q：結局これまでやられたことがないことですから、具体的な何かご説明をいただかないとなんかよく分からないんですけれども。あるいはその例えば、下請け等についてですね、そこから先の下請け等について、どのようなチェックをされるのか。つまり、能力があると思われてても、そこから先は能力がない所に行ったりとかってというような危険性はないのかとか、その辺について何か担保されるような措置は考えていらっしゃるのでしょうか。

A：（環境省）除染そのものはですね、土をはいだり、屋根や壁を洗ったり、枝を折ったりということで、一つ一つの行為は極めて特殊なものではございませんけど、扱うものが放射性物質であるということでもありますので、もちろんそういう土木建築的なことが出来るかどうかという見極めと、その事業者の方にその放射線の専門知識を有する者がいらっしゃるかどうかということが、一つのポイントとなるというふうに考えておりまして、当然その下請け等を活用される場合もあると思っておりますけれども、そういう下請けにおきましても、そういうことが出来るという確認が必要であろうというふうに考えております。

Q：その確認っていうのは直接下請け業者がそういうこと的能力があるかどうかということを行行政の方で確認をされるということですか。

A：（環境省）当然、今後除染事業として発注させていただきますけれども、発注の際に審査をさせていただくようになると思います。

Q：下請けも含めて、全体での事業計画を出させて、下請けの業者等もきちんと報告させた上で選定をすると、こういうことですか。

A：（環境省）おっしゃるとおり報告をさせて、きちんと確認をしていきたいとこのように考えております。

○司会

よろしいですか。まだ、一度もご質問されていない方で、ご質問ある方いらっしゃいますか。それでは2回目のご質問ある方。では、そちらと。すいません。見えませんでした。失礼しました。そちらお願いします。

○ニコニコ動画 七尾

Q： すいません。ニコニコ動画の七尾です。よろしくお願ひします。今の環境省の方にお伺ひをしたいんですけども、よろしいでしょうか。先ほどのご説明の中に、除染した水の中のセシウムがですね、5cm 以内の土の中にほとんど溜まるというご説明がございましたが、これ実験とか、実証データとしては何%くらい溜まるんでしょうか、セシウムが。

A： (環境省) すいません。ちょっとデータを今手元には持っておらないんですけど、私の記憶ではですね、実際のセシウムが土壌の中にどう分布しているかと、垂直的に分析をしておりますて、5cm 以内で 90 数%は留まっているということだったと思います。私の記憶でありますけれど。

Q： すいません。それは今日の会見中の中で、後でデータ等は確認して教えていただくことは出来ますか。

A： (環境省) ここでは資料を持ってきておりませんので、役所に戻ってですね、確認させていただきたいと思います。

Q： 分かりました。取りあえず、1 点だけです。ありがとうございます。

○司会

後、お 1 人くらいお時間があるかと思ひますけど。では、すいません、こちら。

○月刊誌ファクタ 宮嶋

Q： 月刊誌のファクタの宮嶋 ですが、1 月 1 日迎える前に、というかその後の最大の課題はやはり仮置き場をどうするかということにつきると思ひておりまして、現段階、あるいは年内にですね、福島全市町村、どれくらいのスピード感で仮置き場が決まるのか。現段階で一つでも二つでもある程度形になっている所があるのか。それをまず 1 点伺いたくて。一応、市町村が作る場合と、それとコミュニティごとに作るという二つあると思ひんですけどね。大きな行政区画もあると。そうすると、一つの町に幾つくらいの、なるべく一つにまとめた方が管理はしやすいと思ひんですけどね。そういうモデルというのを環境省が示して、いかに行政にですね、地方団体、地方自治体にやらせるかということだと思ひんですけど、そういう青写真みたいなものです

ね、特に福島ですけど、もちろん自治体が主体としてやるわけですけど、それに対してある程度予算とかなんかで、インセンティブを付けてどういうスピード感でやっていこうとされているのかですね。是非その仮置き場についてのことを伺いたいんですけどね。

A：（環境省）ご指摘のとおりですね、仮置き場が出来るかどうかというのが、除染の生命線のことがあると私どもも認識しておりまして、私ども聞いておりますのは、福島市や伊達市におきまして、幾つか仮置き場がこれまでに出来たということでありまして、大変苦勞されているということも、併せて聞いております。市町村ごとに大きなものの一つがいいのか、あるいはコミュニティ、自治会単位ごとに余り大きくない仮置き場を複数作る方がいいのかというのは、出来ればどちらでもいいというのが正直な自治体さんのお考えでありますし、私どもの考えでもありまして。費用につきましては、いずれの形態にいたしましても、全額国が負担させていただくというものでありまして、費用のことで止まっているわけではございませんで、除染は早くしていただきたいけれども、そういった仮置き場のようなものが、自分の家の近くにあるということについては抵抗感があるというようなことで、なかなか決まりづらいというのが実情でございまして、私ども先ほどのガイドラインというのも近々公表させていただきまして、仮置き場でこういうふうな形にして、土嚢を積んで遮へいをする等々によって、そこから出てくる線量率というのはこうなりますと、ほとんど問題ございませんと、こういうふうなものも分かりやすいものを配布する等々して不安を払拭してなるべく早く仮置き場ができて除染が済むように、ま、全力を上げていきたいと考えています。

Q： 地方公共団体ある程度足並みをそろえてもいられませんとなかなか大変だと思うんですけど、いつまでに、なかなかいつまでにと言うことは申し上げにくいんだと思うんですけど、どれくらいのタイミング迄に、例えば年度内にですとかね、あの来年の6月までにとか、地方公共団体に対するスケジュール感みたいなものはですね、要するに予算執行と合わせていろいろあると思うんですけど、そういうのってのはある程度青写真ができていますかね。

A：（環境省）スケジュール感で申し上げますと、政府全体としてこの2年間で先ほど50%、60%ということをお願いしておりましてですね、自治体さんにおかれましては一刻も早く除染をしたい、ということでありまして、ただま

あ国がいつまでにやってくださいというふうなことをいってもなんの助けにもなりません、予算は用意してできました、いろんな技術的な支援もさして頂きますと専門家もお手伝いさして頂きます、場合によっては国の職員が計画を作るときに不満があればお手伝いさして頂きますと。まあ出来る事は何でもやらせていただいておりますけれども、一刻も早く除染を実現したい、ということでありまして、いついつまでにやってくださいということではなくて、できるだけ早くということ、私どもも自治体さんも全く同じ事でございます。

#### ○司会

もう少しだけ大丈夫ということでございます。確かあとお2人ぐらいいらっしゃったと思います。大変恐縮、結構簡単、簡潔にお願いできますでしょうか。はい、では、そちらと、次そちら、続けてお願いします。

#### ○NPJと吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりです。原山さんありがとうございます。では1点だけ短く。あの一先ほど関審議官が汚染者負担原則のPPPの事おっしゃられました、PPP解釈の公害健康被害補償法は今回の案件で適用されるのでしょうか、主務官庁が環境省ということはどうぞよろしく願いいたします。

A：（環境省）現在の公健法では放射性物質はその中に入っておりませんのでそういう意味では適応されません。

Q：分かりました。ありがとうございます。

#### ○ネオローグ 小嶋

Q：はい、ネオローグ小嶋です。よろしく申し上げます。えーとですね2点だけ。と、仮置き場が3年程度、中間貯蔵が数十年程度、最終処分場に関して何年程度と決まってないと思いますけども、最終的にどの位の保管期間で、オクケーなレベルになるのかっていう見通しがありましたら教えて下さい。もう1点が、汚染がれきと除染によって出てくる草木などの処理で、焼却処理などあると思うんですけど、この焼却処理を特別な放射性物質を取り除くようなフィルター付きの焼却施設をあたって、例えば作るなど新たにフィルターを、現状の焼却施設に足すなど、そういっためどと言うか、そういった計画あるのでしょうか。以上、教えて下さい。

A：(環境省) 仮置き 3 年、中間貯蔵 30 年でありますけれども、これも当たり前のことかもしれませんが、セシウム 134、137 は現在大体同量に環境値ほぼ同程度にあるというふうに理解しております、セシウム 134 というのは、半減期 2 年というのがありますから 20 年も経てばもうほとんど 0 になると、方やそのセシウム 137 は半減期 30 年でありますので、100 年後にその 10 分の 1 になっているということでもありますので、どこまですればどうなるかということでもありますけれども、同じ量であったとして、100 年経ったときには、現在のその放射エネルギー、ベクレル数で見たら 5%位になっているということでもあります。その程度であろうかなと思っております。それから 2 点目でもありますけれども、草木と焼却してその灰にするということが最も効率的で貯蔵するにして、バグフィルタ等の性能は極めてよろしいものですから、そういうものを備えた所で焼却すれば大気中にセシウムが拡散して汚染を起こすことはないと実験でも確かめられておりますので、ただなかなか焼却施設周辺の方は仮置き場と同じように、ご心配されておりますので、なんとかご理解をいただいて、こういうバイオ系の廃棄物についても焼却処理を進めていきたいと思っております。

Q：はい、すみません。1 点目ですけど、最終的に 100 年とかそういう期間を一応めどにしているという形でしょうかということと、2 点目の件について、つまり現状のバグフィルタ付きの焼却設備ならば、ある程度取れるということで、新たに追加して施設を作るという予定がないということでしょうか。この、汚染がれきとかも、除染に関して出てくる物以外で現在がれきとして、がれきが汚染されたものに関して処理も同じような形でしょうかということをお教え下さい。

A：(環境省) 100 年がめどというわけではなくて、100 年経ったらこうなるということをお説明させていただきまして、いずれにいたしましても放射性物質というのは無害化できませんので、減衰して、減るのを待つしかないということで、セシウムに関しては現状の 134 と 137 が同量にあるという状況から見ますと 100 年経てばベクレル数で 5%程度になっているというものでありまして、それを最終的な処分をどこでどういうふうな形でやるかによって、もっと高くても全然気にすることはないと、いろんなことがあると思っておりますので、政府として 100 年が単位であるということ、意味で申し上げたわけはありませんで、100 年経ったらこの程度になるという、私の理解を申し上げたこととさせていただきます。それで、バグフィルタにつきましては、市町村が現在所有しておりますごみの焼却施設は、基本的全てバグフィルタ、あるいはそ

の同等の集塵機がついておりますので、そういう所であれば問題なく焼却できると、いうのは確認しているところでございます。

Q：はい、分かりました。ありがとうございます。失礼します。

#### ○司会

それでは以上で本件に関します質疑は、終わりにさせして頂きたいと思えます。では、ここで環境省の関係者は退席しますので、ご了解いただければと思えます。それでは、以降式次第に従って進めさせて頂きたいと思えます。最初は環境モニタリングの状況についてです。まずは東京電力からの説明となります。

#### <環境モニタリングについて>

##### ○東京電力

東京電力でございます。環境モニタリングにつきまして、2件ご報告させて頂きます。1件目は空気の放射性物質の濃度でございます。資料のタイトルは「福島第1原子力発電所における空気中の放射性物質の核種分析の結果について、第258報」でございます。ページを捲って頂きまして1枚目の裏面が、昨日の福島第一原子力発電所の西門と第二原子力発電所のモニタリングポストの1番の測定結果でございます。両地点ともND、掲出限界未満という状況になります。それから、2枚目の表目と裏面が、敷地内の1号、2号、3号機の、山側の測定結果、それから、2枚目の裏面が海上でのサンプリング結果でございます。傾向に関しましては4枚目から経時変化をグラフ化しておりますので、こちらの方もご確認ください。大きな変動等は見られておりません。それから、3枚目になりますが空気中のダストのストロンチウムの分析結果でございます。11月14日にサンプリングしたものでございますが、西門でサンプリングしたものでございますが、89、90共ND、掲出限界未満という状況でございます。3枚目の裏面が同じく空気中のサンプリング結果のうち、プルトニウムの分析結果です。11月21日に採取したものに関しまして、238、239、240共ND、掲出限界未満という状況でございます。続きまして、海水の結果です。資料のタイトルは「福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について、第251報」となります。ページをめくって頂きまして1枚目の裏面に、沿岸部4ヵ所の測定結果、それから2枚目以降が沖合の各地点での測定結果になります。経時変化を4枚目以降にグラフ化しておりますが、こちらの方も大きな変動は見られておりません。こちらでもストロンチウムとプルトニウムの分析結果が出ております。3枚目の表面をご覧下

さい。沿岸部の放水口の北側と南側の 11 月 14 日に採取したものでございますが、ストロンチウム 89 と 90 がご覧のとおり見つかっております。それから、2 枚目の、3 枚目の裏面でございますが敷地の 15km の沖合いの地点での分析結果になります。11 月 15 日に採取したものでございますが、プルトニウム 238、39、40 とともに ND 検出限界未満という状況でございます。東京電力からは以上です。

#### ○司会

次に文部科学省からの説明です。

#### ○文部科学省

文部科学省の伊藤でございます。環境モニタリングの結果について資料を 2 種類お配りしております。まず全国的な状況でございますが、都道府県の環境放射能水準調査、定時降下物、上水の結果については特段大きな変化はみられておりません。発電所周辺であります、20km 以遠の空間線量率、積算線量結果、ダストサンプリングこれらについても大きな変動はみられておりません。それから資料 7、8 は福島県における緊急時モニタリングの結果、それから固定点における積算線量の測定結果ですが、こちらの方も大きな変動は見られません。資料 9 について少し補足させていただきます。資料のタイトルが文部科学省による東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の第二次分布状況等の調査の開始についてというものであります。文部科学省の方ではこれまで福島県内、100km 圏内におきまして 2,200 箇所の土壌の調査、それから航空機によるモニタリング調査を東日本において行ってきたわけでございますけれども、この結果、福島県外にも一定レベルの汚染が認められる地域が広がっているということで、一つは航空機モニタリングで空間線量が  $0.2 \mu\text{Sv/h}$  以上が確認された地域を自動車による走行サーベイを実施して実際に地上で線量率を測っていくことといたしております。具体的なそのエリアについては、資料で申しますと 44 ページに地図がございますけれども、これが今回の走行サーベイを予定しているエリアであります。それに加えまして土壌についても今申し上げた  $0.2 \mu\text{Sv/h}$  以上の地域における土壌におけるガンマ線核種の測定ですとか、前回行いましたヨウ素 131 のマップの精緻化、あるいはプルトニウムとかストロンチウムの拡散状況について第一調査よりも地点数を増やして実施していく予定にしております。またプルトニウム 241 についても同様に今回新たに調査対象に加えたいというふうに思っております。それから目次に戻りまして海域の調査の状況ですが、発電所周辺の海域モニタリングの結果、これについては発電所全面海域のナ

ンバー1, 2 で数 Bq/L のセシウムが検出されておりますが、特段大きな変化はございません。それから宮城県沖の海域モニタリングの結果ですけれども、これも5点ほど測定いたしておりますけれども、検出限界おおむね 1Bq/L に対して ND となっております。それから別冊の方の環境モニタリングの結果についてという資料で今申し上げなかった点について補足させていただきます。別冊の方の資料番号 7、これは発電所周辺の海域モニタリング海底土の結果であります。2 地点で測定された結果がセシウムについて出ております。セシウム 137 で 270Bq あるいは 500Bq/kg となっておりますが、1ヶ月前と比べてほぼ同じ値となっております。それから福島県における学校等調査ということで、緊急時避難準備区域の解除により再開した学校について、2 週間に 1 回積算線量計によるモニタリングをいたしております。今回の結果につきましては、13 の学校保育所が対象となっております。平均値で見ますと、前回同様 1 時間当たり 0.1  $\mu$ Sv、それから年間の学校等における推定線量が 0.2mSv となっております。前回このご報告をさせていただいたときに、測定者の屋外での活動時間がないと、屋外活動実績無しという方が多いのではないかとのご指摘をいただきました。今回屋外活動の時間を前回と比べてみますと、前回は約 6 時間半だったところ今回 11 時間ということで、全体的には屋外活動も少しずつ拡大されている傾向にはございますが、子供達の行動に近い先生に積算線量計を持っていただくようにということは、改めて自治体の方にお願いしてまいりたいというふうに考えています。以上です。

#### ○司会

続きまして原子力安全委員会からの説明です。

#### ○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私は、本日付けの原子力安全委員会の紙で環境モニタリング結果の評価についてという 1 枚 1 枚紙、裏表にコピーしてございますものと、1 枚 1 枚目が福島県となっております参考資料を用いて説明いたします。

まず資料の 1 の空間放射線量でありますけれどもこちらについては大きな変化はございません。それから 2 の空気中の放射性物質濃度ですが参考資料でいきますと 9 ページから 11 ページに掛けてでありますけれども、いつものとおり一番上の福島市杉妻町のポイントで日によって非常に小さい値ですけれどもセシウムが出ております。値は濃度限度を下回っているという状況であります。それから、あと、この 9 ページから 11 ページまでは福島県が行っている測定結果でして、1 番のポイントについては検出限界を下げた測定法でや

っておりますけれども、今回から他のポイントについても、今回からというかしばらく前からなんですけど、他のポイントについても検出限界を一桁とまではいってなくて5分の1から6分の1ですけども下げる努力をされております。そういった状況では不検出であるということでありまして、1番のポイントと他のポイントでは測り方が違うので検出限界値が数桁違うという状況であります。そういうことで1番のポイントではセシウムが若干出ておりますけれども他のポイントでは検出限界未満ということでありまして。

それから資料の4の環境資料であります。参考資料の19ページから22ページに発電所周辺、あるいは宮城県、22ページですとさらに茨城県沿岸での海水の分析結果でありまして、発電所に近い1番から4番のポイント中心にセシウムが検出される日があるという状況ですけども濃度限度は下回っているということです。他のポイントは検出限界未満であった状況です。それから資料の裏面に行きまして5の全国の放射能水準調査であります。上水の方ですけども参考資料でいきますと29ページからですけども、宮城県で1Bq/kgの値が出ておりますが指標値に比べまして200分の1ということでありまして。私からは以上でございます。

#### ○司会

次に各プラントの状況についての説明になります。まずは東京電力からの説明です。

#### <プラントの状況について>

#### ○東京電力

東京電力からご報告させていただきます。初めに「福島第一原子力発電所の状況」というA4縦の表裏の資料、こちらからご確認ください。タービン建屋の地下の溜まり水の処理に関しましては現在セシウム吸着装置と第二セシウム吸着装置で高濃度汚染水の処理を続けております。トレンチ、立坑、各建屋の地下の溜まり水の移送でございますが、現在は2号機から雑固体廃棄物減容処理建屋、それから6号機のタービン建屋から屋外の仮設タンクへの移送を行っております。建屋の水位、トレンチ、立坑の水位等に関しましては午前7時の状況を記載させていただいておりますので、会見途中で最新のデータをお届け出来ればというふうに思っております。それから放射性物質のモニタリングにつきましては先ほど申し上げたとおりです。裏面の方にまいりまして使用済燃料プールの冷却でございますが2号機を除きまして、現在1、3、4号機で循環冷却を行っております。2号機は一次系差流量大の警報の対応のため現在運転を停止いたしております。11時現在のプール水温は23.1℃

ということで評価上は1時間当たり、0.3℃の温度上昇があるものというふう  
に考えております。圧力容器への注水、原子炉の圧力容器の温度、格納容器  
の圧力に関しましては記載の表のとおりです。本日10時29分から、1号機の  
格納容器のガス管理システムの試運転を開始いたしております。また、その  
他の作業の状況に付きましても、会見途中でございますけれども、実績をお  
知らせできればというふうに思っております。続きまして、発電所内のモニ  
タリングの状況をご報告させていただきます。1件目は土壌の分析結果です。  
資料のタイトルは、「福島第一原子力発電所構内における土壌中の放射性物質  
の核種分析の結果について」という事で、続報42でございます。こちらペー  
ジを捲っていただきまして、1枚目の裏面に別紙1という形で構内の三箇所、  
グラウンド、野鳥の森、産廃処分場での、ストロンチウムの分析結果になり  
ます。11月14日にサンプリングした物を、分析したものでございますが、ご  
覧の表のとおり、10の0乗から10の2乗Bq/kgという値で、検出されてお  
ります。2枚2枚目が別紙2という形で、同じく土壌中のプルトニウムの分析結  
果になります。測定点は同じでございまして、11月21日にサンプリングした  
物の分析結果になりますが、ご覧の表のとおり検出されております。レベ  
ル的にはいわゆる、過去の大気圏核実験でのホールアウトの量と同程度でござ  
いますけれども、日が違いますので、事故の由来というふうに考えてお  
ります。2枚2枚目の裏面が別紙3という事で、土壌中のガンマ線の核種分析の結  
果でございます。セシウム134、137以外の核種については今回のサンプリ  
ング結果では見つかっておりません。続きまして取水口付近の、海水のサン  
プリング結果です。資料のタイトルは、「福島第一原子力発電所取水口付近で採  
取した、海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について、12月7日  
の採取分」でございます。ページを捲っていただきまして、1枚目の裏面から  
各サンプリング地点での測定結果と、3枚目からは経時変化をグラフ化して  
おります。大きな変動等ございませぬので、引き続き高濃度汚染水が海洋中  
に露出してないというふうに考えております。それから、2枚2枚目の裏面  
になります。こちらでもストロンチウムの分析結果が出ております。1、4号機  
の取水口内北側の海水でございますが、ストロンチウム89が55Bq/l、スト  
ロンチウム90が130Bq/lという形で検出されております。続きまして、サブ  
ドレン水の分析結果です。資料のタイトルは、「福島第一原子力発電所ター  
ビン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について」という事で、  
12月7日の採取分でございます。ページをめくっていただきまして、1枚  
目の裏面に1号機から6号機の核種分析の結果、それから一番右側に構  
内の深井戸の分析結果になります。経時変化を2枚目の裏面からグラフ  
化してございますけれども、こちらでも大きな変動は見られておりませ  
ぬので、タービン建屋に溜

まっております高濃度汚染水が地下水中に漏出してないというふうに考えております。2枚目の表面ご覧下さい。1号機、2号機、5号機のサブドレインの中のストロンチウムの分析結果です。11月14日のサンプリング結果でございますが、ストロンチウム89とストロンチウム90がご覧の表のとおり、検出されているという状況でございます。続きましてサブドレイン水の中で、集中廃棄物処理施設周辺の結果です。A4横の表の形式になっているものでございますが、こちら昨日の測定結果は通常の変動範囲内でございます。集中廃棄物処理施設に溜まっております高濃度汚染水が、地下水中に漏水してないというふうに判断いたしております。モニタリングの状況につきましては以上です。それからもう1点。本日、日曜日に発生いたしました、蒸発濃縮装置からの漏えいに関しまして、報告書を保安院さんの方に提出させていただきましたので、こちらのご説明させていただきます。今回は、保安院さんの方から12月5日に指示文書をいただきまして、その指示内容に従いまして報告書を出しまして、現在までの状況を取りまとめて報告させていただいたものでございます。ページを捲っていただきまして、2枚目に表面からが報告書の本体でございますが、報告した内容は主に3点ございます。1点目は、今回の漏えいが発生した原因を究明し、再発防止対策を講じる事。2点が、同じく同様の装置がございますので、他の堰についての健全性の確認と必要に応じた補修、その他、漏えいの検知の対策について、計画を策定し実施する事。3点目が漏えいに関しまして、海への放出の有無を含め、漏えいの範囲及び漏えい量を確認し、放射性物質による周辺環境に対する影響を評価することという3点ございます。なお、3点目の環境への影響に関しましては、昨日公表させていただいた内容と同じでございますので、本日のご説明は省略させていただきます。まず1点目の漏えいが発生した原因を究明し、再発防止対策を講じる事でございますが、まず漏えいした箇所につきまして、ご報告させていただきます。ページをめくっていただきまして、13ページから少し資料が付いておりますけれども。今回漏えいが起こりましたのは、蒸発濃縮装置の3A、3B、3Cという装置がある所の3Aの装置でございます。こちらがジャバラハウスの中に三基がまとまって、存在する状況でございます。次の14ページの添付資料3に、当該装置の概略図が描かさせていただきました。漏えい箇所は、このR0濃縮水入口原液と入ってくる所に、原液予熱器という物がございます。そこの出口側の所で、漏えいしてる箇所があるという事で、今回改めて水を張った結果、判明いたしております。写真がページが飛びますけど、16ページの所に写真が乗っ取りますのでそちらの方もご確認下さい。写真と系統概略図の水の向きが、反対になっておりますのでご注意下さい。系統図で言いますと、廃液、原液予熱器の右側の所の、接続部の所が漏えい

しているというような所でございます、下の写真がございますけれども。原液予熱器の今度は左側の方の接続部という事になります。赤い矢印が水の流れを示しております。この箇所が漏れいしているという事が分りましたが、念のため他の漏れい箇所があるかどうかについては、現在更に調べている所でございます。それから、建物方から漏れた箇所に付きまして、15 ページの添付資料 4 をご覧下さい。こちらは昨日、申し上げた所でございますが、蒸発濃縮装置が据え付けてございます、ジャバラハウスの東側の所に、コンクリートのひび割れがございます、そこから漏れたというような状況でございます。その他、堰を乗り越えた部分が少しございましたけれども、こちらの方に関しましては、排水溝までは達していないというふうに判断いたしております。本文の方に戻っていただきまして、2 ページ目の一番下の所から、少し繰り返しになりますがカッコ 2 という事で、漏れい箇所のご説明をさせていただきました。蒸発濃縮装置 3A 本体の漏れい箇所と、3 ページになりますが蒸発濃縮装置 3A から 3C のハウスの漏れい箇所という所でございます。具体的な場所といたしましては、コンクリート製の床面をいわゆる繋いでいる所の、隙間にシール材を埋めておりますが、その所が変形して隙間が広がっている所がございます、そこから漏れたというような事でございます。また、コンクリート製の床と堰の接続部もシール材を埋めておりますけれども、こちらでもシール材の劣化によります損傷が確認されまして、ここから水が漏れたというふうに考えております。したがって、ここに関して原因究明と対策を取っていくという事になりますが、まず本体の方でございますが、現在まだ原因については解明できておりません。したがって、原因調査に関しましては、3 ページの下から 2 番目の段落にございますとおり、12 月中旬中を目途に原因の究明を進めていくというふうに思っております。また、建屋、ジャバラハウスからの漏れいに関しましては、コンクリートの継ぎ目にありますシール材、それからコンクリート製の堰の接続部のシール材の劣化という事で、漏れいが確認されておりますので、ここに対して再発防止策を講じて行きたいというふうに考えております。また類似ハウスの点検の状況でございますが、この蒸発濃縮装置の 3A から 3C が置いてあります装置と類似の箇所が、同じく淡水化装置のうち逆浸透膜方式で使っている所と、蒸発濃縮装置の 1A から 1C、それから 2A、2B のハウスの 2 箇所でございます。こちらに関しましては同様にコンクリート製の堰と床と堰の接続部分の隙間にシール剤の一部に劣化が認められたほか、コンクリート製の床面にひびが確認されましたので、補修を行うことといたしております。具体的な写真が 17 ページの所に添付資料 6 という形で写真等をつけさせていただきました。こういった形で新たに見つかった所に関しましては、エポキシ塗装

それからコーキングによりまして再度補修を行っております。なお右下 R03 ジャバラハウス床面の所がひびが見えまして別途補修予定というふうになっておりますけれども、こちらは既に6日の時点で作業の方は終わっております。したがって別途補修予定というふうにこの資料はなっておりますけれども、補修は完了したということでございます。それから再発防止対策でございますが、まず蒸発濃縮本体につきましてはまだ原因等が突き止めておりませんので、こちらに関しましてはまだ立っておりません。12月中の目途に予定しております原因が判明後、再発防止対策を検討いたしまして、来年1月中をめどに水平展開等を含めて実施したいというふうに思っております。なお、この3Aから3Cの蒸発濃縮装置に関しましては、この再発防止対策が完了するまで運用を停止することといたします。それから4ページの下の上の所になりますが、同様の今回のハウスの漏えい対策でございますけれども、このハウスに関しましては、シーリング剤の劣化状況を総点検いたしまして、12月15日までに不良箇所の補修を行います。それから損傷した箇所それから継ぎ目に発生した隙間に関しましては、同じく12月15日までエポキシ系の塗料によりまして補修を行います。また、今回ひび割れが発生したことがつかめておりませんでしたので、定期的なハウスの状態の点検が行われてなかったことが、今回の漏えいの一因になってることも原因でございますので、今後は毎月1回建屋のパトロールを行って、シーリング剤の劣化状況及びコンクリート表面の確認を行った後、必要な補修を行いたいというふうに考えております。5ページになりますが、更なる対策といたしまして、現在コンクリートの継ぎ目を中心にシーリング剤で埋めておりますけれども、漏水防止性能を向上させるための塗料をコンクリート製の床面に全面に計画したいというふうに思っております。こちらに関しましては少し時間が掛かりますので、今後計画等の策定を進めた後実施したいというふうに思っております。続きまして5ページからが2番目でございます堰の健全性の確認と今後の漏えい防止対策の策定計画でございますが、まずそのほか屋外に設置しておりますハウス、堰の健全性確認につきましては、先ほど申し上げたとおり、劣化、損傷箇所の確認と、補修に関しましては全て終わっております。また、同様にこれらの建屋に関しましては、毎月1回のパトロールを実施いたしまして、シーリング剤の劣化状況及びコンクリート表面の確認並びに必要なに応じた補修を行ってまいります。また、同じくこれらの建物に関しましては、漏水防止性能を持たせるためのコンクリート製、床全面での塗装を計画的に実施したいというふうに思っております。それから、その他の高濃度汚染水等が入っている設備でございますが、5ページのB項目下半分でございます。既設建屋の堰の健全性の確認でございますが、いわゆる高濃度汚染水を取り扱います滞留水の

処理設備に関しましては、同じく堰の中に設置されておりますが、こちらはもともと集中廃棄物処理建屋という既存の建屋にございましたので、隙間のないコンクリート製に塗装を施すような設計がなされておりますので、今回のようなハウスの堰のような漏えいのリスクはないものというふうに考えておりますし、また漏えい検知器を設置しておりますことと、高線量エリアには ITV がありますので、万一漏えいが発生した場合でも早期の検知とこちらの漏えい水に関しまして床ファンネルを通じて建屋の地下に溜まりますので、建物外への漏えいはないものというふうに考えております。なお、6 ページにまいりますが、念のためこういったセシウム吸着装置周りの点検につきましても、今週 12 月 9 日までに再確認を行いたいというふうに思っております。それから 6 ページのカッコ 2 でございますが、今後の漏えい防止対策の計画でございますが、淡水化装置に関しましては漏えい検知設備をつけることで検討いたしております。なお、目標期間といたしましては 12 月 15 日を考えております。それまでの期間に関しましては現在 1 日 1 回のパトロール頻度でございますが、更に頻度を上げて 1 日 6 回、4 時間おきにほぼパトロールすることで考えております。なお、昨日は 1 日 3 回というふうに申し上げましたけれども、更に頻度を上げて監視をしたいというふうに思っております。また、被ばく低減の観点から将来は遠隔監視ができるような ITV によります監視カメラでの確認をしたいというふうに思っております。それから、既設建屋の漏えい拡大防止対策でございますが、こちらリスクそのものは小さくなっておりますけれども、建物のパトロールに関しましては毎月 1 回程度の頻度で堰の塗装面の確認等を行い、必要に応じて補修を行うとともに、漏えい検知器の動作確認等も行っていきたいというふうに考えております。3 章につきましては 7 ページから記載がございますけれども、こちらは漏えい量 150L と、漏えいした総 Bq 数  $2.6 \times 10^{10}$  の 10 乗 Bq、その他被ばく線量に関しましては 0.0037mSv/年ということで、結論としては変わっておりませんので説明は省略させていただきます。なお、この被ばく評価に関しましては、測定した全ベータの評価から用いましたので、ストロンチウムの核種分析ができましたら改めて評価をしたいというふうに思っております。東京電力からは以上です。

○司会

次に原子力安全・保安院からの説明となります。

○原子力安全・保安院

原子力安全・保安院の森山でございます。私からは 3 点ございます。まず今

東京電力から説明がありました蒸発濃縮装置からの水の漏えいに関する件でございますけども、本日お配りしておりますのは受領しましたということだけでございまして、この紙には別添と書いてございますが、この別添は今松本さんから説明があったものでございますので、ここではコピーは重複しておりますので省略しております。本件につきましては明日でございまして、意見聴取会がございまして、中期的安全確保の考え方に基づく施設運営計画にかかる意見聴取会第3回というのが明日ございまして、そこで本件も含む東京電力によります施設運営計画についての検討、特に保安院からの評価、報告書の案というものをお示しをしてお伺いをいたすという予定になってございます。したがって、今後そういった専門家のご意見も踏まえた上で、本日提出のありました東京電力からの報告書についても評価をしてまいりたいというふうに考えております。本件は以上でございまして、それから、これまでいただいております宿題の件で2件ございまして、一つは住民説明会の件でございまして、これまで生活支援チームの方で把握しているという形で、一覧という形でお示しをさせていただいておりますけども、今回改めて整理の仕方を少し変えさせていただきました。今日は2種類資料をお配りしております。一つは住民向け放射線影響等に関する知識の普及事業実施一覧とございまして、これは原子力安全・保安院の予算を活用して実施しているものでございまして、これは23年度の1次補正で手当てしているものでございまして、実際は現地の対策本部の方でアレンジをしておりますけども、予算上保安院の方で措置をしているということで、この一覧としてまず整理をいたしました。これが一つでございまして、それからもう一つ、平成23年度講師派遣実績一覧というペーパーをお配りしております。これは資源エネルギー庁が持っております事業として、これは今回の福島に限りませんけれども専門家を派遣するという事業がございまして、その一覧として取りまとめさせていただきました。なお、保安院が予算措置をしております最初の一覧表にあります、これまで14回実施をしておりますが、本件につきましては配布された資料につきましては今後確認をした上で保安院のホームページ上で公開していきたいと、公表していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。それから、もう1点でございまして、SPEEDIの件で3月16日以降で原子力安全・保安院が原子力安全委員会に依頼せずに評価、計算をしたのは最初のケースはいつかというご質問がございました。保安院では5月4日に評価をしております。これは1号機の原子炉建屋の開放を行ったと、二重扉を開放した時でございまして、その際に環境への影響を評価をしております。この5月4日の時点では原子力安全委員会に依頼せずに実施をしております。保安院からは以上でございまして。

○司会

それでは、これから質疑に入らせていただきたいと思います。時間も経っておりますので、注意事項につきましては省略させていただきます。ご質問ある方は挙手をお願いいたします。はいでは、すみません。

<質疑応答継続>

○読売新聞 佐藤

Q：すみません。保安院の森山さんにちょっと1点。明日のことで伺いたいんですけど。明日その意見聴取会です、保安院としての評価案をかけて、例えばそこで専門家の先生方からこの保安院の評価案は妥当ではないでしょうかという、例えばお話の大勢が得られた時に、明日のうちにその評価、保安院としての評価というのは、例えば東京電力に渡すとかそういうことになるんですかね。

○司会

すみません、やはり注意すべきでした。所属とお名前を名乗っていただいた上で恐縮です。

Q：あ、ごめんなさい。読売の佐藤です。

○司会

はい。

A：（保安院）よろしいですか。保安院でございますけれども、一般的になかなか何のご意見もなくですね、取りまとまるということは余り考えておりませんけれども、少なくともその意見聴取会でのご意見を踏まえて保安院として改めて評価しようとして取りまとめたいと考えております。今のところは本件につきましても原子力安全委員会にもですね、ご報告をしたいというふうに思っております。以上でございます。

Q：ごめんなさい。そうすると明日のうちに評価書として最終的に取りまとめにはまだならない。明日の要するに意見を聞いた上で取りまとめは週明け以降になるということですか。

A：（保安院）通例このような意見聴取会でありまして何らかのご意見がありま

すし、基本的には今ご質問のあったようなことになるのではないかと考えております。

○司会

他にご質問のある方、挙手をお願いします。お1人、その他いらっしゃいますか。ではお1人とそちらの方、お2人続けてをお願いします。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願いします。回答する記者団の佐藤です。東京電力にふたつお聞かせいただけますでしょうか。ひとつは保安院とも関係します。まず、東京電力が2日に発表した中間報告書なんですけれども、これの英語版の方が東京電力のホームページ、英語の方のホームページでまだ公表されていない、あるいはリンクが、タイトルは出ているんですけれども、文章そのものへのリンクが出ていない状況なんですけど、これ英語版というのはいつ頃出る予定なんでしょうか。それがひとつ目です。もうひとつが、政府と東京電力を擁護する立場で会見をずっと見てきたという方からの質問があります。汚染水が漏れたこととの関係で、海に繋がっている側溝がある、そういうことなんですけれども、結局雨が降れば最終的には放水口から海に水が出て行くのではないかという疑問をもっていて、雨水も海に放出するようなことをせずに敷地内で保管するというのが可能かどうか。具体的には4月だったと思いますけれども、海水の、汚染水を海に放出したことがあった時に、政府側からは今後一切そういうような海に流すようなことはしないと伝えていたんですが、雨水は海の方に出て行っていいのか、雨水というのは福島第一の構内を流れた、地表を流れた雨水はいいのか、このことについて確認したいという内容です。以上2点よろしくお願いします。

A：（東電）はい。まず中間報告書の英語版でございますが、現在準備を進めている段階でございますので、いつ頃載せられるかどうかについては確認させていただきたいと思っております。量がちょっと多いものですから、準備に時間が掛かっているものと考えます。それから、雨水に関しましては、こちらはまだはっきりとした私どもも見解を持っておりませんが、いわゆる通常発電所の中に降った雨水はこういった側溝、それから排水路を通じて海に行っておりますし、直接海に近いような岸壁ですとか、その辺りに降った雨水は岸壁を通じて海の方にでていくというのが現状でございます。こちらに関しましては何か集めて処理を溜めるということは物理的には非常に難しいと思っております。

Q：この雨水のことについて、保安院の方向かお考えありますでしょうか。

A：（保安院）はい。保安院として特に今、雨水の管理を求めているわけではございません。必ずしも物理的にもなかなか現実的に難しい面があるかと思っております。ただし、雨水といいますか、少なくとも滞留水を外に漏らさないということが最大の課題であると考えておまして、今回の漏えいの件につきましてはそこが十分できていなかったということで保安院としても必ずしも十分は対応が取れてなかったというふうに反省もしております。なお、雨水が当然建屋の中に入ってくるケースもございますので、そういったものはしっかりと処理をしていくということでございます。

Q：すみません。雨水の方で今、保安院からお答えのありました最後のところ、建屋に入った雨水はしっかりと処理をしていくということ、具体的にどういうことかお聞かせいただけいただけますか。

A：（保安院）はい。現在は建屋のですね、例えば上部が屋根がないという状況でございますので、そういったものがタービン建屋、あるいは原子炉建屋の地下に入っていくというケースはございます。結果として、タービン建屋、原子炉建屋の地下の水が増えるということがございまして、そういうものは当然管理をしておりますから、処理をしていくということでございます。

Q：そちらの建屋の中に入らずに外側の方に回った雨水というのは、結局側溝から海に流れていく、現状そのままだと思いますし、今後も特にそれについて対策することは考えていないということなんでしょうか。

A：（保安院）はい。必ずしも雨水ということではなかなか物理的に難しいところはございますが、ただ、他方でやはり敷地の原因となります放射性物質をいかに取り除いていくかということの方がより重要ではないかと考えておまして、現在がれきの撤去、管理ということを進めておりますけれども、やはりこれももちろん作業性の問題がまずは主でございますけれども、敷地内の除染ということもしっかりと進めていく必要があるかと考えております。以上でございます。

Q：東京電力にひとつ確認させてください。側溝を塞いでしまうというようなことは可能なんでしょうか。雨水が海の方まで流れないように。

A：(東電) はい。敷地全体が逆に水浸しになってしまいますので、側溝そのものを塞ぐことは難しいと思っております。

Q： 分かりました。ありがとうございました。

○司会

どうぞ、次の方。

○NHK 山崎

Q： すみません。NHK の山崎です。園田さんにちょっと今日の発表と少し違うテーマなんですけど、ちょっと幾つか教えていただきたいことがあって質問させていただきます。ステップ 2 の終了も近くなり除染の活動も今日の発表でいろいろ本格していく中で、地元自治体の方で非常に人がいると、つまり詳しい放射線の専門家であったりとか、その現場を主導する人間であったりとか、そのもう少し広く言うと賠償も含めて、その小さな数千人の自治体では、到底こなしきれていかなというところで、より人材が必要になってくるという声が、多分地元の方から国の方にも上ってると思うんですが、今、その辺は政府の対応としてどのように地元の自治体の人的支援みたいなところは、今後どういうふうにしていかれることをちょっと考えてらっしゃるのかというのを少し教えていただけますか。後で、若しくは追加するかもしれません。

A：(園田政務官)先ほど、環境省からもお話がありましたけれども、今、現地に除染に関しては、推進チームが言わば事務所を作成をいたしております。それをもって今後、更に増やしていこうということで、来年度からは約 200 名を念頭においているわけでございます。さらにまた支所を幾つか置いて、そういった地元の皆さん方、あるいは地元の自治体の皆さん方の、事細かな、言わば技術的な支援も含めて行っていこうということで今、考えているということでございます。また現地対策本部も置かれておりますので、そういった面では福島県とそれから現地の対策本部、そして再生事務所という形のこの三段構えで、地元の各自治体の皆さん方との連携を、より密にしていくということの計画はございますし、今でもそういったことの対応はさせていただいてます。なお、先ほど現地対策本部等及び、資源エネルギー庁がこういった住民説明会を開いているわけでございますけれども、加えて、今、環境省でもこれから本格的な除染という形になっていく際に、環境省がこの前面に立って、除染に関する様々な知識であるとか、あるいはそういった専門家

育成というような形も含めて、自治体との個別なご相談には更にきめ細かにのっていくということは聞いております。

Q：今、政府の方で、その辺の人材支援みたいなところっていうのは、足りているという雰囲気です。今、とらえていらっしゃるんですね。それとも、まだまだ今、ちょっと除染について答えていただきましたけれども、今後その除染が一番大きいかもしれませんが、それも含めて生活再建とか、様々な生活の広い範囲でサポートができる人材、もちろん自治体にもおられると思いますが、何分国の政策にもリンクしてくるので、なかなか自治体のその役所にいられる方だけでは、適切な対応等も難しいような声もあるんですけども、その辺り国から省庁から、大分送ってはいますが、これ今足りているというご認識ですか、それとももう少し強化していかないとというご認識でしょうか。

A：（園田政務官）はい、今の現状で十分かといわれると、各自治体によっては様々なご要望もあることは承知をいたしておりますので、そこに対しましては、今、支援チームが生活再建も含めて、対応はさせていただいているというふうに思います。ただ支援チームもなかなか人数的に限りがございますので、そういった点では、その全ての要望に答えきれているかといいますと、まだ十分なところではないのかなという認識はもっております。ここに対しての支援ということになりますと、今、精一杯やらせてはいただいておりますけれども、さらに来年度からどういう体制が取れるのかは、また現地対策本部等を含めて、これから復興庁も立ち上がっていくことになっていきますので、復興庁とも相談をさせていただきながら、今後の体制整備というものは図られていくのではないかと聞いてはおります。

Q：ありがとうございます。最後にしたいと思うんですけど。ちょっと地元を取材していますと、5月、もう半年前のやつで4月、5月にですね、地元の状況というのは、細かい情報というのは政府への全くというか、非常に上っていない時期があって、全然地元のことを分かってくれないという批判がある中で、省庁から人を送り、場合によっては自治体に貼り付けてという対策を取られて、大分改善はしたという声は聞こえているんですが。これは園田さんの方で、ご指南されるべきだと思うんですけども、また省庁から送った人間は二週間ぐらいで戻っちゃうと、つまりその自治体の状況とかがようやく分かったところでまた戻ってしまうと、それでまた新しい人が来てしまうということで、各自治体の状況というのを、よりきめ細かくオンタイムで理解

して国に繋いでもらうような、人の配置というか、巡り方というのが、どうも一時期長くいていただいた省庁もまた短くなってきているという声もあって。多分、これをしてしまうと今からの生活再建で、またちゃんとした情報が政府が分からないまま政策を打っていくということになりわしないかというようにちょっと指摘も、各自治体から出ているというふうに聞いているんです。その辺り、ただ人を、支援チームを送りましたではなくて、支援チームがどういうふうに自治体のニーズをとっていくかといったところに、少しまだ工夫が足りないんじゃないかなと思うんです。そのあたりは政府で議論をされてますでしょうか、どうでしょうか。

A：(園田政務官)その点までは、私に関わってはおりませんので、よくよく話しは聞いておきたいと思えますけれども、いずれにしても先ほど、最後に申し上げましたように、これから本格的な復興庁がようやく今日かな、参議院も通って成立をする、あるいはしたというふうに思っておりますので。その復興庁は、現地にも確りとした場所を構えるということを知っておりますので、そういった点では副大臣も含めて配置がされるということでございますので、その点については、より固定的な今までとは違う、さらにロングスパンでの対応というものは、確実に出来あがっていく体制が整えられるのではないかなというふうには期待はしています。

Q：それも含めて、是非ご検討ください。

○司会

それではご質問のある方。ではそちらの方、それと後ろの方、2人続けてお願いします。

○中日新聞 谷

Q：中日新聞の谷といいます。東京電力の松本さんに、午前中の会見でもありました汚染水を処理した水を海洋に放出することを検討しているという件で、幾つか教えてください。今日の午前中には全漁連さんが来たわけなんですけれども、この計画を検討段階ということで、事前説明をなさってるかと思うんですが、全漁連さん以外に自治体関係であるとか、あるいは諸外国であるとか、そうした説明の状況、どこまで進んでるかというのを教えてください。もう一つですね、今日の午前中の会見では、結果的にご説明をなさったわけなんですけれども、こういった計画を検討しているということを、東電さんの方から先にアナウンスするわけではなくて、会見で質問を受けた上で答え

を用意しているものを説明なさったかと思うんですが、先に会見でご説明なさらなかったのはどうしてかというのを教えてください。もう一つ、今回のこの話に関するような予兆といいますか、昨日の汚染水処理の状況の説明資料の中にも、3月の中旬には許容量と交差してしまうという状況があるということをご説明なさっているんですが、その段階でも既に全漁連さん始め、関係者の方に相談している中で、海洋の放出の可能性があるということは、東電さんの方から自主的に説明できたと思うんですが、それをなさらなかったのはどうしてかと、以上3点教えてください。

A：（東電）まず事前のご説明の状況でございますが、全漁連さんを始め、福島県さん始め漁協さんの方にご説明に伺っております。また福島県さんを始め地元の自治体の皆さまにも、海洋放出に限ったわけではございませんけれども、施設運営計画のご説明ということで伺っている際に海洋放出の記載のところについても、こちらも重要な記載になりますので、こちらも重点的にご説明させていただいてるという状況でございます。それから検討している段階のお話を、どういうタイミングで公表していくかにつきましては、こちらは少し私どももいろいろ考えておりますけれども、今回は施設運営計画の中に、こういう記載がございますので、この説明計画の公表、それから報告に合わせて皆さまに公表することで段取りを考えていたものでございまして、まだ本日に関しましては、施設運営計画そのものは、まだ準備段階でございますので、現時点でお話し出来ることということで、今朝の会見でお話しさせていただいたものでございます。

Q：説明の中で、諸外国というのは、どういう状況ですか。

A：（東電）諸外国に関しましては、直接私どもの方から説明をしていることはございません。自治体の皆さまと漁協が中心でございます。

Q：分かりました。2点目の方の理由でおっしゃっていただいたんですが、この汚染水を処理したものとはいえ、意図的に放出するという事例は、前回おやりになった時に、非常に大きな社会的反響があったと思うんですね。施設運営計画全般的に入っている一つの検討項目ではあるとは思いますが、位置づけ的にですね、非常に重い物であるというのは、これは当然も分かっていると思うのでそのためにあえて、地元にもですね重点的に説明なさっていらっしやると、思うんですね。ですから、個別の項目、最近になって例えば、昨日はストロンチウムのですね、量、ご報告をなさったりとか、取

り立てて、報告されている訳ですから、この重い案件について、やはり個別にですね、ご説明なさるといの方が、会見聞いているですね、国民的な理解も得やすいと思いますし、今回出来なかったわけなんです、是非、次回以降はそういった姿勢で望んで頂ければとありがたいと思います。あともう一つごめんなさい。これとちょっと離れるんですが、敷地外への総放出量を再評価なさっていると思うんですが、この中には、今後この海洋放出をした場合のですね、量というのをも評価に盛り込む計画はあるんですか。

A：(東電)はい、最初のご質問、ご要望に関しましては、きちんと受け止めさせて頂きたいと思っております。それから、総放出量の評価に関しましては、これは過去に放出した分を評価していきますので、今後、海洋放出することがございましたら、その都度足し算するという形になりますので、今のところ、まだ、海洋放出するとも、しないとも決まっておられませんので、現在の評価は過去分ということになります。

Q：ごめんなさい。今の件で確認なんです、そうすると仮にですね、今検討されている海洋放出をなされた場合は、それをその後に評価されて、最終的に加えるという形になるということでしょうか。

A：(東電)そうですね、その時点その時点での総放出放射エネルギーは、いくらかというように問、あるいは評価になりました際には、その時点で、空気、大気からも放射能が出ておりますので、その分ですとか、海に出た分というのが足し算されていくことになります。

Q：分かりました。何でこんなこと聞いたかといいますと、再評価を11月中にやられると言ってから、若干時間が掛かっている状況の中でですね、今日こういうこの海洋放出を新たに検討されているということが出てきて、ひょっとして、これを待った上で再評価しているのではないかというんですね、ちょっとうがった見方もしてしまえるような条件になってしまったものから、そこの辺の整合性というのは、じゃあ無いということでしょうか。

A：(東電)それは、ございません。

Q：  
分かりました。

○司会

はい、では、後ろの方。

○共同通信 服部

Q：共同通信の服部です。どなたが把握されているかちょっと分からないので、東京電力、保安院、安全委員会それぞれにお伺いしたいんですけど。ステップ2終了後の18日頃にNRCのヤツコ委員長が日本を訪れて、福島第一原発を視察するという一部報道があるんですけど、こうした予定は把握されているのでしょうか。視察する場所や、政府高官どなたかと会合する、後、東京電力経営層どなたかと会合する予定があれば、教えて頂けないでしょうか。

A：(園田政務官)はい、ヤツコ委員長が、来日をされたいというご意向は、私どもの所には、来ております。ただその、滞在の中です、どういふ形でご訪問をされるかというところの詳細な日程までは、聞かせて頂けない状況でございます。

Q：時期のめどとして、ステップ2終了後ということは、そのとおりなのでしょうか。

A：(園田政務官)ステップ2終了というものが、どの段階で行うというのは、まだ政府の中で決まった訳ではございませんので、それと、ヤツコ委員長との関係においては、全くある訳ではありません。

Q：分かりました。来日したいというご意向ということですが、福島第一原発を視察する目的でということでしょうか。

A：(園田政務官)第一原発かどうかまでは、ちょっと聞いておりませんが、私どもの所には届いております。

Q：すいません、東京電力の松本さんに福島第一原発を視察したいという意向が伝わっているのかどうか、教えて頂けないでしょうか。

A：(東電)はい、まだ私どもの所には聞いていないと思いますけれども、どういふルートで社内に伝わっているのか、ちょっと確認させて頂ければと思います。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

他にご質問のある方、では、そちらの方。まだ1回目の方は居らっしゃらないですね。よろしいですか。じゃあ、そちら前の方とその後ろの方、3人続けてお願いします。どうぞこちらから。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。園田政務官よろしくお願いします。今ありました、やり取りの中にありましたけれども、斎藤官房副長官がですね、7日の訪問先の沖縄県内で、16日にも冷温停止状態の視察について、野田総理が16日も発表出来るとの見通しと発言されているんですけども、これでもまだ、正式には決まってないということなんでしょうか。決まってないんですね。はい。

A：(園田政務官)決まっているとは私は聞いておりません。

Q：そうですか。ただ、官房長官もですね、その際には、野田総理が達成を表明されるということは、まだそういう調整を進んでいるということは、お話だったんですけども、それは、そういう形になるんですよ、野田総理が発表されて、というのは、これは決定事項でよろしいですよ。日にちは決まらなくても。

A：(園田政務官)野田総理がということかどうか、ちょっと私も存じ上げておりませんが、原災本部において、このステップ2が終了かどうかの確認をするということまでは、決まっているというふには聞いております。

Q：分かりました。後ですね、もう1点。今日環境省の方の出席頂いたんですけども、今後ですね、また会見に出席して頂けるという形にはなるのでしょうか。

A：(園田政務官)はい、それについてはですね、細野大臣、私のラインからすると原発事故収束の担当の細野大臣に皆さま方からのご要望がありますので、ということでご要望としてお伝えをさせて頂きました。それを受けて、細野大臣がご判断をされて、なかなか厳しい状況ではございますけれども、短時

間でもいいから出席をとという形で、今回実現をしたものであります。したがってまた次回がどういう形であるかどうか、またそれはちょっとご相談させて頂ければと思っております。

Q：分かりました。先ほど、私の質問ですね、ちょっと未回答の部分が環境省の方からあったんですけども、それは後日、園田政務官からお伝え頂けるということでよろしいのでしょうか。

A：（園田政務官） はい、それは、承っておきますので、環境省にも、もし来れるんだったら来て頂きたいと思っておりますけれど、無理であれば、私が託して頂いて、私からお答えをさせて頂くという形を取りたいと思います。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

はい、では、そちらの方。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグ 小嶋です。よろしく申し上げます。東京電力さんに、今回の海洋放出の検討の件に関してなんですけど。農水大臣、鹿野農水大臣が水産庁としては、まかりならないということを発表されましたけれども、これに関して、ご見解というか、返答はなされたのでしょうか。もう1点、この件に関して、事前に農水省等に説明はされたのでしょうかということです。もう1点、海洋放出の検討というか、する際に、どのレベルまで、低減することを予定しているかということか、低減出来れば、海洋放出出来ると考えているのかということで、ストロンチウムに関しては、まだ除去をしている技術が無いということですが、例えば、何 Bq とか、このセシウム、ストロンチウムだけでなく、アルファ核種に関して何か検討に入っているかということをお尋ねしたいです。

A：（東電）はい、農水省それから、特に私どもが説明させて頂いたのは、水産庁さんでございましてけれども、そういった水産庁さん、それから全漁連さん等のご意見を踏まえつつ、今後の取り組む方向を現在、検討している段階でございまして。それから、どれくらいまで、低減するかというお話でございまして、これは全ての核種について、いわゆる告示濃度限度以下にしないと放出出来ないというふうに思っております。したがって、現在ストロンチ

ウム等も告示濃度を超えておりますので、これを十分下回る程度に低減した後、放出するとすれば、そういった条件をクリアしたかなという事になります。

Q： ストロンチウム含めて、アルファ核種等に関して、除去出来るものがあるのか。アルファ核種に関してはもはやその濃度限度以下に現在なっているということなのでしょうということなんですけども。

A： (東電)アルファ核種につきましては、現在検出限界未満という状況でございますので、その都度核種分析をして確認をするということになりますが、ストロンチウムの他、その他のガンマ核種についても、いわゆる核種分析をして濃度限度以下であるということを確認してからの放出ということになります。また、現在セシウム吸着装置等ではストロンチウム等まだ十分取れておりませんので、新たにこういった核種を取る装置を今検討している段階でございます。

Q： その検討というのはどの辺まで進めてるんですか。何か機器選定があるのか、それとも技術的に既に。

A： (東電) はい。技術的なめどは付きつつありまして、現在実際の設備としてどれくらいの能力、それから物を作っていくかというところの検討をしているところでございます。

Q： その機器に関して、メーカーさんとか何か決まったりとかしてるんでしょうかね。

A： (東電) いえ、まだ発注先は決まっておりません。

Q： 発注先の検討というか、いろんな所と協議しているって感じですか。

A： (東電) 発注先の可能性がある会社さんとは協議をさせていただいているところです。

Q： それって公表は出来ないんですかね。発注、今。

A： (東電) はい。今のところ、公表する予定はございません。

Q：公表出来ないという理由は。

A：（東電）まだ検討段階でございますので、公表は控えさせていただければと思っております。

Q：はい。分かりました。ありがとうございます。

○司会

じゃあ、後ろの方。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。東京電力に二つと、政府に一つお聞かせください。まず、東京電力に。福島第一で作用に当たっているとされている人が、先ほどツイッターでちょっとこのように書いているので、読み上げます。短いです。今のままじゃ、本当にメーカーや協力企業は撤退に追い込まれる。いまだに工事代金はほとんど支払いしていないし、それどころかそれ以前の工事代金も支払いされていないんだから。このように書いてあります。工事代金の未払いがあるのかどうか。どういった状況になっているのか確認したいということ。福島第一の作業に関して、東京電力が発注済の金額の合計と、支払済みの金額の合計を教えてくださいませんか。11月末締めまでの合計金額という形で構いません。それが一つ目、もう一つ東京電力に。吉田前所長の8月のビデオメッセージですけれども、首筋の辺りが左右腫れていると見られる件で。東京電力社内で、このことに気が付いた人はいるのかどうか、あるいは東京電力内でこの吉田さんの状況について何らかのアクションをとった、注意喚起したといったことがあるのかどうかお聞かせください。それと、政府によろしくお願ひします。被ばくが原因だとして、今後健康被害が実際に出たというふうに訴える人が出てくる可能性も十分あると思うんですけど、その時に政府側がどのように対応することになっているのか決まっていますでしょうか。以上、3点です。よろしくお願ひします。

A：（東電）工事の代金につきましては、きちんと支払われております。いわゆる私どものお金の支払い方で申しますと、検収後翌月払いということで振込みという形で行っております。いわゆる検収ということで、所定の工事が終わったかどうかという確認という行為がございます。その行為がございませ

た後で、手続きを進めまして、所定の口座に振り込むということになっておりますので、未払いということはないと思います。それから、発注済の金額、それから支払済みの金額ということに関しましては、契約にかかわることでございますので公表することは出来ません。それから、吉田のビデオの件でございますが、こちらは社内全部を確認したわけではございませんが、そういった指摘をすることはございませんでした。

Q：先に東京電力にお聞かせください。まず、工事の代金のことですが、契約にかかわるといのは個別の契約に内容についてお聞きしているのではなくて、合計金額をお聞かせください。それだけのことです。個別の契約内容にはかかりませんので、お願いします。それと、吉田前所長の状況について、何らかの指摘は社内でなかったということですが、この松本さんの方で今お答えになった社内の範囲というのはどの辺りまでなのでしょう。統合対策室内ですとか、本店内、あるいは福島第一、第二の方の幹部というんでしょうか、そちらの人達から何らかの指摘がなかった、そういうような受け止め方でいいのかどうか。

A：（東電）金額にかかわることに関しましては、原則非公開にさせていただきたいと思っております。所定の費用等につきましては、決算発表時に必要な金額がどれくらいかかっているかについて公表させていただいております。それから、吉田でございますが、こちらに関しましては前回か前々回だと思えますけど、そういったご質問があった際に私が知る範囲で聞いたところではなかったということでございます。

Q：分かりました。保安院あるいは統合対策室の方に入入り、出席している政府関係部局の方で、吉田所長の首の周りの状況について気が付いた、あるいは何らかの噂があったとか、そういったことはあったんでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますけど、少なくとも私の知る範囲ではございません。

Q：そうしますと、現状としては8月のビデオメッセージの段階では誰も気が付いてはなかったということよろしいですね。政府、東京電力共に。

A：（東電）はい。私が聞いた範囲ではそのとおりです。

Q：保安院の側もそうでしょうか。

A：（保安院）保安院として、私の知る範囲ではございませんでした。

Q：分かりました。そうしますと、健康被害が出た時の対応を予定しているのかどうか、園田政務官お願いします。

A：（園田政務官） はい。私からそれについてはお答え申し上げます。今のですね、原子力損害賠償のスキームで行きます。これは一般的なまず訴訟といえますか、被害の賠償という形になるんですけども。実際に健康被害が出た場合にはですね、このスキームの中には入っておりません。したがって、一義的にはもし仮にですね、福島県が健康管理調査をやっておりますけれども、それをやってて検診を行って、それについてはきちんと福島県の方で基金が入っておりますので、対応が出来る。仮にそこから病気が何か発症をしたという場合については、それは直接ですね、東京電力に、言わば被害の回復を求める形の請求が行くものであるということになります。その場合に仮にですね、うまくそういった補償がいかなかった場合、それについては原子力損害賠償紛争解決センターが設置をされておりますので、そこで言わば仲介を国としては行わさせていただくという形のスキームになっているということでございます。

Q： その現在想定されているスキームの中で、お金の部分に関して具体的な、あるいはある程度範囲は広くても結構なんですけど、何らかの金額というのは出ていますか。

A：（園田政務官） いえ、まだ被害状況が出ておりませんので、金額は出ておりません。

Q： 分かりました。ありがとうございました。

○司会

質疑の途中ではございますが、本日の作業状況がまとまったということでございますので、東京電力から説明をしてもらいます。

<東京電力からの本日の作業状況説明について>

## ○東京電力

それでは作業の状況についてご報告させていただきます。まず、原子炉への注水でございますが、17時現在1号機は給水系から4.3m<sup>3</sup>/h注水中です。2号機は給水系から3、炉心スプレイ系から4.1m<sup>3</sup>/hとなっております。3号機は給水系から2、炉心スプレイ系から6m<sup>3</sup>/hという状況です。格納容器内、圧力容器内への窒素ガスの封入ですけれども、こちらはそれぞれ各号機とも順調に行っております。2号機でございますが、本日16時15分に圧力容器側への窒素封入量を13から14.5に調整をいたしております。格納容器の圧力に関しましては、17時現在1号機は113.7kPa、2号機115kPa、3号機101.6kPaでございます。それから、併せて格納容器側の窒素ガスの封入でございますが、2号機が20から16.5に調整いたしております。ちょっと混乱させて申し訳ございませんでした。2号機に関する窒素ガスの封入量は、現在圧力容器側に14.5、格納容器側で16.5という状況でございます。それから本日、格納容器ガス管理システム、1号機試運転開始しておりますが、17時30分現在の出口での水素ガス濃度は、0.24%となっております。少し低い値でございますが、引き続き状況を観察していきたいというふうに思っております。それから2号機の17時現在の水素ガスの濃度は、0.5%となっております。使用済燃料プールの循環冷却の状況です。1号機のプール水温は15.5℃、2号機24.2℃、3号機16.1℃、4号機23℃でございます。2号機は依然、循環冷却ができていないという状況でございます。それから、タービン建屋の溜まり水の移送でございますが、2号機と6号機から、それぞれ移送は継続実施中です。午前中の会見で申し上げた、3号機復水貯蔵タンクへのホースへのリークチェックに関しましては、接続が終わりまして、リークチェックまでが終わっております。それから、建屋の水位の状況です。16時現在のプロセス主建屋の水位は、3,319ミリ、午前7時と比べますと41ミリの低下。雑固体廃棄物減容処理建屋は1,984ミリで、午前7時と比べますと7ミリの低下。サイトバンカ建屋はOPで4,348ミリで、午前7時と比べますと2ミリ上昇です。トレンチの水位です。午後4時現在、1号機ダウンスケール中。2号機2,834ミリ、3号機3,241ミリです。午前7時と比べますと2号機は8ミリ低下、3号機は7ミリ上昇です。タービン建屋の水位です。16時現在、1号機3,647ミリ、2号機2,852ミリ、3号機3,005ミリ、4号機3,001ミリです。午前7時と比べますと、1号機は12ミリ上昇。2号機8ミリ低下、3号機6ミリ上昇、4号機16ミリ上昇です。原子炉建屋地下1階の水位です。16時現在、1号機は4,067ミリで変化ございません。2号機が2,982ミリ、3号機3,228ミリ、4号機3,013ミリです。午前7時と比べますと2号機は8ミリ低下、3号機7ミリ上昇、4号機23ミリ上昇です。3号機のタービン建屋の溜まり水の移送

が止まっておりますので、3号機、4号機分の水位が上昇気味でございます。それから作業の状況ですけれども、水処理設備の運転に関しましては、現在キュリオン、サリーによります高濃度汚染水の処理、それからRO膜によります淡水化装置は運用中でございます。RO膜によります累積淡水精製量ですけれども、12時現在で78,430トンとなっております。それから、ベッセルの交換でございますが、本日は交換の予定はキュリオン、サリーともございません。明日はキュリオン側でHベッセル2塔の交換を予定いたしております。以上でございます。

#### ○司会

それでは質疑を続けさせていただきたいと思います。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。えっと、じゃあまず、後ろの方。その前の方。それとそちらの方。3人続けてお願いします。

#### <質疑応答継続>

#### ○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、まず東京電力の松本さんにお伺いしたいんですが。先ほどから話題になっている汚染水の放出の件なんですけれども、これまでに何を検討したのか、具体的に検討の内容、それからそれぞれの予算、そういったものをご説明いただけないでしょうか。それからもう1点、東京電力の松本さんに。今、南放水口の所で海水のサンプリングをされていると思うんですけれども、これはずっと、放水口から出るものを測っているのかと思っていたんですが、一般排水溝の所にも近いんですけれども、これは一般排水溝からの出ていた分もこれまで検出していたというふうに考えていいのでしょうか。というのを、2点お願いします。それから、園田政務官に。統合本部として、先ほどの汚染水の放出の件なんですが、いつから認識していたのでしょうか。以上、お願いします。

A：（東電）まず、海洋放出の件でございますが、こちらに関しましては、放出するに当たりましては告示濃度限度以下に低減する必要がございますので、低減するための設備の設計、検討を進めております。それから、南放水口のサンプリングでございますが、こちらはいわゆる放水口の所から約300mほど南に行った所でございますが、当然これまでプラントの方は運転しておりませんので、いわゆる放水口で、いわゆる海水が流れているわけではございません。したがって、これまで測っているものは、いわゆるその場所におけます濃度でございますが、漏れてくるものとしては、空気中に降ったもの

ですとか、あるいは防波堤を通じて出てくるもの。それから一般排水路という形になります。以前は、南防波堤の所の遮水壁と言いますか、鋼管矢板がまだない状況では、高濃度汚染水がシルトフェンスで防げる以前はそこから、シルトフェンス以降ではその隙間といった所から出てくる可能性があったということでございます。

Q：まずその、最初の放水の件なんですけれども、具体的に低減する必要ありというのはそれは当然なんですけれども、実際にいくらぐらい予算がかかるもので、いつぐらいにできるもので、こういった装置の内容であるとか、そういったものはご説明いただけないのでしょうか。

A：（東電）はい。まだ設計段階でございますので、確定してる状況ではございませんので、そういった設備の設計が固まりましたら、公表させていただければと思っております。

Q：それからもう 1 点。その関係なんですけれども、以前、遮水壁を山側に作らない理由として、地下水位が下がるから作らないという説明が、ご説明いただいたように思うんですけれども、これは今の状況を考えると、山側に遮水壁作って、地下水位下げて、ついでにその建屋の中の汚染水も下げていけばいいんじゃないかと思うんですけれども、こういったことはされないのでしょうか。

A：（東電）山側の遮水壁に関しましては、以前ご説明をさせていただいたように、環境への放出放射エネルギーの低減のために、海側の遮水壁で十分ではないかという判断をしたものでございます。特に地下水位に関しましては、サブドレン水等の復旧もございまして、そういったところで総合的に判断したいというふうに思っております。

Q：いえ、サブドレンの復旧は結構なんですけれども、サブドレンから出した水も、当然処理水として処理するわけで、そうすると今回問題になっている処理後のタンクが足りないという、場所が足りないというのも、またそちらにかかるわけですよ。なぜ山側の遮水壁というのを作らないのかという理由にはなっていないと思うんですけれども。

A：（東電）はい。単純なご説明をさせていただきますと、やはり遮水壁を作ることになりますと、やはり工程が非常に時間が掛かりますので、海側でも

約二年の工程でございますので、陸側で作るとなりますと、他の工事の工程との干渉の調節ですとか、その他地下の埋設物等の干渉の調査等もございまずので、一概に陸側に遮水壁を作ることが今回の問題の解決には繋がらないというふうに思っております。

Q：それでも、今から始めれば、二年後にはできるわけで、その間例えば、タンクの場所が3月でなくなるのであれば、周辺の土地の買収であるとか、いろいろタンクを作る、置く場所というのは考えられると思うんですけども、当然資金はかかりますが、そういった検討というのは、いかがでしょうか。

A：（東電）繰り返しになりますが、陸側の遮水壁を通じましても、その中に降っております雨水等は、依然として地下水として存在いたしますので、そういう意味ではなかなか、この陸側の遮水壁で今回の問題解決には繋がらないものというふうに考えております。

Q：いや、分かりました。タンクの置き場所として、敷地外の所を、例えば今人が住めなくなっている場所等を、東京電力で買収して、広くするというの  
は考えられないでしょうか。

A：（東電）はい。物理的、金銭的にそういった可能性はあろうかと思えますけれども、こういった作業を未来永劫続けていくわけにはいきませんので、ある程度見通しを持った対策ができてないと、そういうことは難しいのではないかと思っております。

Q： 分かりました。園田政務官にちょっとお伺いしたいんですけども。これは、統合本部としては、どういう見解で、こういった検討をされていたのでしょうか。

A：（園田政務官）いえ、統合本部として検討ということではございません。今正しく保安院の方にその提示があったということでございまずので、それを踏まえて明日以降の評価がなされるというふうになります。統合本部の中で認識でございますけれども、会議があってその中でそういう話しが具体的な話しが出てきたというのがちょっと確認はさせていただきますけれども、1週間程度ぐらいの中ではなかったかなというふうに記憶はしています。

Q： 1週間程度というと、一つ松本さんに確認なんですけども周辺の自治体である

か漁連等それから省庁含めて説明に回られたのはいつ頃からされていたんでしょうか。

A：（東電）はい。1週間程度前でございます。

Q： 統合本部としてはそういう状況当然認識していたわけで、なぜそのそういった計画をされているというのを統合本部からでも公表はされないのでしょうかね。当然その事故収束の作業ですから一緒にやってらっしゃるわけですよ。先ほど東京電力の方から先に聞かれるまで出ないんだという話がありましたけれども、統合本部にもそれ同じ事がいえると思うんですが。

A：（園田政務官）これは統合本部としてのまだ結論ではありませんので、あくまでも東京電力がそういう計画を立てられるということでございます。本日正式にそういった計画が出てきたということでございますので、それを踏まえて今後統合本部としてもあるいは政府としても判断をしていくということになろうかと思えます。

Q： 今日正式にちょっと確認なんですけど、今日正式に計画が出てきたんですか。

A：（園田政務官）すいません。まだ出てないということでこれから出るということでございますので。

Q： 今持ってらっしゃるんですかね、園田さんは。

A：（園田政務官）ちょっと待ってください。どういう形になるか分からないということなので、今説明計画の中に入ってないんですか。ちょっと保安院から説明させていただきます。

A：（保安院）保安院からでございますけれども、施設運営計画というのは一応その1その2とございまして今その1の議論をしております。その2という中にこの滞留水といいますか貯蔵されております水に対する対応ということも当然書いていただく必要もございまして、それに対してはまだどういう表現で出されるのかについては決まったというふうには聞いておりません。以上でございます。

Q： 分かりました。ちょっと1点だけ園田政務官と保安院の森山さんに一つだ

けお伺いしたいんですが、先ほどもあったように今日の午前中の会見でもあったと思うんですけども既に東京電力が4月4日以前に1万年分だか2万年分だかの総量規制に換算するとそれだけの分量の濃度の放射性物質を放出しているわけで、それに加えて今後追加的にある意味定常的に出していくことになると思うんですけどこのことに関しては保安院それから統合本部と政府としてはどういう認識をされているんでしょうか。

A：(園田政務官)当然追加的に放出するというものは、法規制の中においてきちっと守っていただければいけないわけでございますし、私どもとしても今後しっかりとそれはチェックをしていくということになるかなというふうに思ってます。

Q：いや既に法規制をオーバーして出しているんで、これから更に出していくことになるんですけどもいかがですかということなんですけども。守るのは当たり前ですよ。

A：(園田政務官)もちろんです。これから追加的に出て行くものについてもきちんと管理はされていく必要があるというふうに思います。

Q：取りあえず出してもいいってことですかね、認識としては。

A：(園田政務官)法の範囲内できちっとそれを守っていただく必要があるわけですし、それをしっかりと守っていただくように東京電力に対しては求めていくということになります。

Q：ありがとうございます。森山さんにもお願い出来ますか。

A：(保安院)はい。今政務官からお話しがあったのと同じでございます。確かに事故によって大量の放射性物質が海に限らず気体が外部に放出されているわけなんですけども今の法体系では過去のを足し算していくということでは必ずしもなっておりません。基本的には3月間の濃度ですとか1年間の被ばくということで管理をしていくということでございますので、少なくともその範囲でしっかりとした対応をしていただきたいと思います。

Q：分かりました。

○司会

では前の方。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。今の件に関しまして森山さんお願いします。基本的なことで申し訳ないんですけども汚染水を浄化した後に海へ放出する際ですが、法令基準をクリアしてからということになるわけなんですけどもその際その濃度限度以下になっているかどうかの確認についてはどのように行っているんでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますけれどもまだ具体的にそのようなお話しがあるわけではございませんので、どういうふうにそれは管理するかということはその計画を踏まえた上でチェックしていくこととなります。

Q：いや通常だって法令限度以下になるとどの原発でも海洋へ放出されてますよね、その一般的な。

A：（保安院）一般的にはどれくらいの放射性物質があるかということと後はいわゆる冷却水といいますかどの程度希釈されているかという、そういったもので濃度というものを評価しているわけでありまして。実際には管理された放出量というのが分かりますので、その放出量というのは総量といいますか1回につきどれくらいというのが分かって、その上で通常冷却水で希釈されて放水口から出て行きますので計算上基準濃度を下回っているかどうかということは評価が出来るということです。

Q： すいませぬごめんなさい。それはその書類上で確認することで例えばその水そのものをサンプルがあって、保安院の方で解析なり何か評価するということであって、あくまで書面上のやり取りになるんですか。

A：（保安院）基本的な測定といいますかそれは事業者が行う、保安院はその結果を確認をするということでございます。

Q： 言ってみれば書類上で確認すると。そうした場合にこれ東電に言っているんじゃないくて一般的なことでお聞きしたいんですけども、例えば虚偽報告なりデータの間違いがあつたってことは保安院の方でチェックは出来るんですか。書類で、これまでもされてきたと思うんですけども。

A：（保安院）一般的な説明になりますけれども、基本的には保安規定という中でそのような放出がございます。保安規定につきましては年に4回保安検査というものを行っております。その中で保安規定の巡視状況ということを見ております。そのいろんな資料へのアクセスはフリーアクセス出来ますし抜き打ち的な検査ということで実施をしているということでございます。また事業者の中で品質保証管理と申しますか不適合管理、こういうものが適切になされているかということも検査の中で見てまいります。したがってそういった中で可能な限りそういった問題があれば発見をしていくということになります。

Q：すいません。繰り返しになりますけれども水そのもののサンプルは取らないけども、やはり書類上のやり取りでそれはきちんと電力会社側がきちっと対応しているのかというような判断は、出来るとそういうことでよろしいでしょうか。

A：（保安院）基本的にはご指摘のとおりだと考えております。もちろんそういった放射性物質を保安院自ら採取するということはそれは場合によってはそういうこともあるかもしれませんが、基本的にはその事業者がどのように管理をしているかというのがベースになろうかと思えます。

Q：すいません。今場合によってはそういうこともあるとおっしゃいましたけれども、それは過去にそういったこともされているケースはあるということでしょうか。それと今漁業組合とか農林水産大臣がいろいろご発言されておりますけれども、そういった意味では国際的な関心度も高い中である程度今回については、レアケースとしてももう少し深くコミットして保安院の方で深く検査するとかそういった可能性は考えられるのでしょうか。

A：（保安院）まだ東京電力でそのような決定をされたというふうには聞いておりませんので、そういう方針が出されればどういうふうに管理をするのか、いわゆるチェックをするのかというのはその段階で考えたいと思います。これは少し例が違いますけれども構内散水されたときには実際に保安院が東京電力で評価されています設備、計測装置と申しますかそういったことを見たり実際の評価の数値をしっかりとチェックをしているということでございますので、それはその状況に応じた確認を行っていくということになろうかと思えます。

Q： はい。後最後なんですけど今回鹿野大臣がまかりならないと述べた件で、こうした例えば大臣といや地元が了解しないということで海面への放出は法的には止められるんですか。あるいはそうしたケースというのは過去にあったんでしょうか。

A： (保安院)保安院でございますけど。法令を満たしている以上、規制機関として止めるという事は無いと考えております。

Q： 分かりました。ありがとうございます。

○司会

そちらの方。

○時事通信 今井

Q： すいません。時事通信、今井と申しますけども。東電の松本さんをお願いしたいんですけども。基本的な事ですいません。今日発表あったですね、蒸発濃縮装置の件なんですけども。これ、今回問題となったシール材というのは、これ合成樹脂のような物という理解でよろしかったんですしたっけ。

A： (東電) はい。そのとおりです。

Q： 今回、コンクリ製の床と床同士と、後床と堰の結合部分等が何箇所か出て来ますけども、基本的に全部これ同じような物という理解でいいんですか。

A： (東電) はい。同じ材質でございますが、やはり一夏越しましたので、特に堰は鋼鉄、H鋼という物で作っておりますので、そのH鋼とコンクリートの熱膨張の差ですとか、あるいはコンクリートの継ぎ目も微妙に熱膨張等でズレますので、そういった所で劣化が進んだものというふうに考えております。

Q： 言葉悪いんですけど、要はずっとほったらかして起きた経年劣化というよりも、熱膨張で仕方ないというか、そういう理解でよろしいんでしょうか。

A： (東電) ある意味、経年劣化というふうに考えておりますけれども、ご指摘のとおりこれまで、十分な点検と言いますか、外観目視点検ができていなかったのも事実でございますので、今後毎月一回、こういったシール材等の状

況を確認して、必要な補修を行っていきたいというふうに思っております。

Q：はい。ありがとうございました。

○司会

ご質問ある方。後何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。お1人、2人、3人、4人、以上でよろしいでしょうか。ではその4人の方、順番にお願いします。そちら、2番目、3番目、4番目です。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグ小嶋です。よろしく申し上げます。海洋放出の件に関してなんですけども、園田政務官に。こういった水が、どんどん量が増えていくっていう事は、ずっと分ってたと思うんですけども。政府等も出している、工程表等にこういった記載がなされてこういった検討がこういった処理を、延々にタンクに入れて行くっていう事を考えていたのか。それとも、ある段階で海洋放出があると考えていたのか、っていう点に関して教えて下さい。もう1点、保安院森山さんに。この海洋放出の、平常時の基準等が年間どんぐらいとかという量が、あると思うんですけども。年間放出管理目標ですかね、っていう物があると思うんですけども。この今、事故時になっているので、大量の量を放出する可能性があると思うんですけども。この平常時の基準に、当てはめてやるという事でよろしいのかという事と。先ほども質問にあったと思うんですけども。以前、放出しているという事もあるので、この辺に関してこういった基準が当てはまるのか、こういった新たな基準が必要なのかというところの見解を教えて下さい。すいません、もう1点。これちょっと確認なんですけども。森山さんに、IAEAのストレステストの国際基準に関して何か、進展のある情報があるかどうかという事を教えて下さい。もう1点、東京電力にお聞きします。今回、国の資本が注入されるという事を検討されてるって事ですけども。これに関して、この場合に新たに東通に新規の原発を建設する事が、可能なのかという事をお聞きしたいです。取りあえず以上です。お願いします。

A：（園田政務官） はい。私のご質問は1問だけでよろしいですか。

Q：はい。先に、先にそうです。

A：（園田政務官） 分りました。今回のですね、事案については海洋放出の件に

については、このステップ 2 の工程表、少なくともステップ 2 の工程の中においての位置づけというものはございません。したがって、今後どういう形で東京電力からですね。今後の対策の中で出てくるのかという事は、それを受けてまた今後の課題の中へ対応という形になろうかというふうに思います。

Q： ごめんなさい。今の点に関して、位置づけがなかった事の理由というか、汚染水が大量にこの発生してくるという事は分ってたと思うんですけども。この点に関して、検討というか位置づけなかったという事はどういう事なんでしょうか。

A： (園田政務官)はい。いわゆる、循環注水冷却という事ですから、常にこう回り続けるという意識の中で、私どもも対策をやっていたところもございません。したがって、その時点においては、タンクは今増設をしている状況ではございますけれども、地下水がこれだけ多くの形でですね、流入してくるという認識が、当初の中においてはなかったのではないかなと、いうふうには思っております。したがって、途中からそういう事も考えなければいけないのでは無いかと、いうふうになって来たという事でございます。

Q： これ、海洋放出という形で、進めていく事で方向としてはよろしいのでしょうか。

A： (園田政務官)まだそれがですね、東京電力から正式な形で私どもに御示をいただいている訳ではありませんので。それを受けてから、どういう形でするという事の評価をしていきたいというふうに思っています。

Q： 分かりました。ありがとうございます。

A： (保安院) 保安院でございますけども。放出の基準は、当然平常時の基準になります。事故時ではございますけども、実は 4 月に低濃度の物を放出した際には、これは危険上の処置という事で、法律で別な条文がございます、より大きなリスクを回避するという観点から、緊急避難的にですね、低濃度の物を放出した事はございますけども。原則として、その平常時の基準を守っていただくという事になります。それから、IAEA の件ですけれども、特に具体的な進展はございません。

Q： 今どのような。今、検討中という事ですかね。

A：(保安院) いえ、これは基本的な考え方は、正に保安院として審査の視点という事を一応お示して、意見聴取会でのご意見をいただきながら、また個別にもですね、専門家の意見をいただきながら、審査を進めていると、評価を進めてるという段階でございます。IAEAの基準でございますけども。基本的には、いろんな国が使えるようにという事で、作られているという事でございまして、当然、IAEAから日本が評価を受ける際には、IAEAに対する説明はIAEAの基準と言いますか、手順そういう物をその念頭においた説明をする必要はございますけども。基本的には、日本は日本なりの考え方でもって進めていくと。それ程大きな何か、根本的な相違があるというふうに考えておりません。

Q：つまり、ストレステストの確認なんですけども。ストレステストの評価の基準には、あるけれども。今行なっている、ストレステストの検査方法に関しては、余り相違がないという事ですかね。

A：(保安院) IAEAの評価の方法の方がより広いというふうに聞いておりまして、確率論などもですね、使えるようになっていくというふうに聞いております。今の保安院では個別にですね、案件ごとに専門家の意見を聞きながら、実施しておりますので、当面は今、意見聴取会という事で進めておりますのが、その形で進めていこうと思っております。

Q：ごめんなさい。1個前の件なんですけども。これからまだ決まっていなと思うんですけども、海洋放出が東京電力が必要と言った場合にも、平常時の年間放出管理目標というものを当てはめていくという事でよろしいのでしょうか。

A：(保安院) はい。平常時の濃度基準でございますので、こういったものを下回るような管理が必要だという事でございます。

Q：はい。ありがとうございます。

A：(東電) 東京電力でございますが、現時点で何か資本注入に関しまして、具体的に決まった事実はございません。東京電力と致しましては、まず徹底した経営合理化を進めまして、費用削減それから資金確保に取り組んでいきたいというふうに思っております。資本政策その物に関しましては、中長期的

ないわゆる、収支財務状況を考えながら、支援機構さんと共同で製作する予定の特別事業計画の中で、明確化していきたいというふうに思っております。

Q： すいません。この件に関して園田政務官に確認なんですけれども。以前、聞いたと思うんですけれども。このような資本注入も検討されている状況の中で、税金が投入されている中で新規原発が東京電力が可能なのかという件に関して何か進展がありましたら教えていただきたいんですけど、一応確認するみたいな形だったと思うんですけど。

A： (園田政務官) すいません。その点についてはまだ私の所に答えが返って来ている訳ではございません。いずれにしてもまずは東京電力におかれてはきちんとした経営合理化を徹底して行うということは枝野経済産業大臣よりも指示を出させて頂いているところでございますので、それをしっかりと守って頂き、また努力をして頂いて被害者の方々へのまずは賠償ということの言わば作業を優先させて頂く事が肝要では無いかと、重要では無いかと考えております。

Q： ありがとうございます。

○回答する記者団 佐藤

Q： よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。質問3点よろしくお願ひします。まず電力に二つお聞きします。先ほどの私の質問で工事代金の未払いがあるのではないかと事に対しまして松本さんの方が未払いは無いということで即答をされましたけれども、これは何らか確認済みの情報なのでしょうか。その点なぜ即答出来たのかお聞かせ頂けますでしょうか。それとも一つ東京電力に、ボランティア休暇の制度が東京電力にあると思うのですけれども、震災発生後にボランティア休暇を取得した社員の数と1人当たり、取得した社員の1人当たりの平均日数というのが分かれば教えて頂けますでしょうか。それと政府と保安院によろしくお願ひします。今朝の毎日新聞の報道で国が1兆円の資本注入の調整に入ったという報道がありましたけれども、この関係で発電と送電の分離まで念頭においた上で調整に入っているのかどうかご存知でしたら教えて下さい。それとこの報道に関連してなのですが、実質的な国有化という報道のされ方ですけど、何らかの国有化のタイミングがある以前で、文書の保存命令というのを出す必要があるかと思うのですが、現在の法令上、経済産業大臣が東京電力に対して文書の保全命令ですとか指示というのを出せるのかどうかお聞かせ頂けますでしょうか。よろ

しく願います。

A：（東電） 東京電力でございますが、工事料金等の未払いがございましたら社内でそういった情報共有が行われますので、当然、そういったものが無いものということで、情報が無いので即答させて頂いております。それと社員のボランティア休暇と言う制度は当社もっておりますけれども具体的に何人いつ取ったかと言うのは集計しておりませんのでお答えする事はできません。

Q： 1点目の方は了解しました。ボランティア休暇の方は集計取って出しているだけ事は出来ますでしょうか。いろいろとインターネットの方で私が質問を募集したりしているんですけど東京電力の社員が除染に行くべきではないかと言う声が非常に多いんです。ただ直接それを質問する、出来るような状況でも無いのでボランティア休暇の使用の状況と言うのをお聞かせ頂けないかと思っています。

A：（東電） はい、除染活動につきましては私どもも様々な形でご協力させて頂いておりますけれども、社員のボランティア休暇を利用してというようなところについては今のちこ集計はしてありません。

Q： その集計をお願いできませんでしょうか。

A：（東電） 実施するかどうかも含めて検討させて頂ければと思います。

Q： 国民の目がちゃんとそういうところを見たいと思っていますので是非願います。それと政府と保安院からよろしく願います。

A：（園田政務官） 毎日新聞の件でございますが、何か現時点ですね。そういった資本注入なるものが検討されているのかということでございますけれども、そういった事実は無いということでございます。それから今行われているのは、先ほども少し申し上げましたけれども東京電力に対しましてはですね。先般、決められました緊急の事業計画、これにのっとしてしっかりと経営合理化の各取り組みについて実施内容であるとか時期であるとか具体的な段取り等を盛り込んだアクションプラン、これを今週中にでも策定するというこの予定は聞いているということでございます。したがって何か決め打った方向性、国有化も含めてでございます。そんなような記事が嫌に私も聞いておりますけれども、そういった事実は無いということでございます。

Q： すいません。まずこの点確認させて下さい。最後の処理用の所なんです、資本注入をする方向で調整に入ったと言う新聞の報道ではあるんですが、これについてそう言った事実は無いというふうにおっしゃいましたけれども、事実は無いということを園田さんの方を園田さんの方で確認済みの上で今おっしゃったのか。単に確認は出来ておらず園田さんの知っている範囲内で無いとおっしゃったのかどちらでしょうか。

A： (園田政務官) これは既に官房長官が会見でも述べておりますけれども、そう言った事実は無いということで否定をさせて頂いております。

Q： そうでしたか、分かりました。失礼しました。

A： (保安院) 保安院でございますけれども、保安院としましては資本注入ですとか発電送電の分離についてコメントする立場にございません。所掌ではございませんのでコメントする立場にございません。それから文書の保存でございますけれども、既に記録の保存というのは法律では義務付けられておりますので必要な記録は必要な年限の保存が既にされているというふうに考えております。

Q： 必要と言うよりは全て、ほぼ全てに渡るような文書の保存は法令上そう言った指示を出す事は可能なのでしょうか。

A： (保安院) 原子炉等規制法で必要な記録の保存は義務付けられておりますので、その範囲でございます。

Q： 経済産業大臣にそれを超えた部分の法令の保存命令を出すような権限があるかどうかと言う質問の意図ではあるんですが。

A： (保安院) はい、失礼しました。法令の範囲を超えた命令は出来ないと考えております。

Q： 確かにそうですね。分かりました。ありがとうございます。失礼しました。

○司会

それでは次の方。

#### ○NPJ 日隅

Q : NPJ の日隅ですけれども、海洋汚染、海洋への汚染水の放出の、汚染水と言うか、その綺麗にした水の放出の関係なんですけれども、告示濃度限度以下にされたいというような事を言われたと思うんですけども、総量の問題が出てくるとは思うんですけども、370 億 Bq 毎年でしたっけ、その説明を以前、海洋放出された時に聞いた覚えがあるんですけども、それぞれ濃度と放出総量についての定めている法令をですね。あるいは協定なのかどうかですけれども、そういうものを保安院の方からご説明を頂きたいというのと、それから再開した学校のモニタリングについての資料の中で野外活動の時間が増えたのでというようなご説明があったんですが、これについて実際に生徒が行っている野外活動時間という言うものをやはり併記しなければ、いくら生徒なり園児が似たような行動をしている方に持たせるべきだと言われても実際にそれが守られているかどうか分からないので数値をきちんと出して貰ってですね。それを例えば通わせている親が確認出来るような形で安心出来るような情報提供というものをすべきだと思うんですけども、この点文科省はどのようにお考えなのかということ。それからこれは保安院と文科省なんですけれども、地元説明をいろいろとされているのは先ほど聞いたんですが、前にも明らかになったように地元説明において一部誤解を受けるような情報がやはりあった訳です。それについて遡ってこの部分については誤っていましたがということで参加者に対してですね、きちんと説明をする機会を持つ、あるいは資料を配布する予定があるのかどうかということですね。それから保安院については先ほど、5 月 4 日に SPEEDI について保安院が実施されたというようなことを言われたんですが、3 月に依頼したベント関係、原子力安全委員会に依頼したベント関係の計算というのを、そうすると 1 ヶ月以上放置して置いたことになって、しかも 5 月 4 日にされたのは、そのベント関係じゃどうもない、工場の扉のオープンに関する、開放に関することであって。そうすると 3 月に依頼したベント関係の計算というのは、一体どうなったのか、しなかったのか、しなくていいものをなんで頼んだのか。その辺のご説明をいただきたいなと思うのと、長期帰還困難区域の設定というような記事があったのですが、これについては、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの中で、ソ連の経験として、ソ連が崩壊した後、共和国が各共和国ができた後には、5mSv 以上を超える地域については、もう強制的にそこは人が住めない。1 から 5mSv については、そこに住むかどうかを、そこに住んでいる人が選択することができると。そういうことを、旧ソ連邦でさ

えしているというようなことが明らかになっている中で、20mSv 以下であれば住んでいいんだっていうのは、いかにもチェルノブイリの経験を軽んじてるような気がするんですけども、その辺は園田さんはどのようにお考えなんですか。それから国有化の件については、先ほど、園田さんも否定されたんですけども、以前、何がしらの形で公的資金が注入されるわけですし、現にいろんな形で有形無形のお金はもう既に出ているわけですが、以前、情報公開についての私企業だから難しいんだというお話はあったんですけども、既に地方自治体レベルでは、地方自治体が、例えば 100 万円以上のお金を払っている、いわゆる法人等に対しては、情報公開条例が適用されるんだというような形での情報公開が進んでいるところも多数ある中で、今回のような非常事態を受けて、何かそのようなことをご検討いただけないのかなと、東電についてですね。今日の会見でも盛んにそれは「話せない」と言われているわけですから、そういう中にどんどん税金が突っ込まれていくというのは、どう考えても納得できないところでありますので、そのような措置を考えられるのかどうかということと、あと最後に一つなんです、「世界」の1月号に元朝日新聞の記者の方が、東海村の村長さんにインタビューをされて、いわゆる側壁を設けたと。新しい地震による津波が発生する可能性があるということを受けて、それが地震の来る 2 日前に完成したことによって、その積み上げた部分があったがゆえに非常用のディーゼル発電機が確保されたというような記事があって、これについて国は、そのようなリスクはないんだということで、そのような津波については考慮する必要がないといわれたんですけども、これについて茨城県が「いや、それは可能性があるんだったら検討するべきだ」ということで、津波の想定を公表されたことによって原燃（注・原電と思われる）がそのような防波堤を作らざるをえなくなったというようなことが書かれていました。そういうような記事を、園田さんが例えば目にされてるのかどうかということと、それからそういうことが、自民党政権時代のことだと思うんですけども、そういうことも振り返って、政権交代後の政治家として、きちんとチェックされるような予定といたしますか、おつもりといたしますか、もちろん記事を見ない段階では分からないかもしれませんが、その辺について、もしコメントいただけるのであればと思います。以上です。ごめんなさい、それと除染についてですね、先ほど放射線の知識を持っている方と、土木建築の技術のある方というふうに言われたんですけど、そうするとこの放射線の知識を持っているというのはどういう形ではかるのかというのがちょっと曖昧だったので、そこのご説明をいただきたいと思うんです。というのは、もし放射線の知識を持っているというものが、今、現在ある原発での資格であるとするならば、それはもう東電とか、そういう所で

しかできなくなるわけで、他の企業が参入できないわけですよ。そうであるなら、例えば土木建築の部分と、放射線の管理の部分を分けて発注するというようなことだって、場合によっては有り得ると思うんですけど、あるいは放射線の知識を必要な除染について、放射線の知識が必要な資格というのを新たに設けるとかですね、そういうことも可能だと思う。これは長い期間除染されるわけでしょうから、そういう方法もあると思うんですけども、そのようなことについて、園田さん即答はできないのかもしれませんが、ご回答いただければと思います。以上です。

A : (保安院) まず保安院からでございますが、放出量の濃度と総量の件でございますけども、濃度は告示がございまして、読み上げますと、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」というのがございます。この告示の中に、それぞれの核種ごとの濃度、あるいは複数の核種があった場合の考え方というのが書いてございます。総量につきましては、これは通常保安規定に書かれておりまして、この法令の基準以外に線量目標といたしまして、大体年間  $50 \mu\text{Sv}$  に抑えるという、これは努力目標でございますけども、そういったものを参考にしながら事業者がそれぞれ保安規定の中で定めているというものがございます。それが総量でございます。それから地元説明の関係で、保安院は予算を使って現地対策本部が中心になって行ってるものがございますが、基本的には現地対策本部も、原子力安全委員会の考え方ということを共有しながら実施してると考えておりますので、直ちに何か再チェックをするという予定はございませんけど、もちろんこれから何か問題等があれば、それは確認をし、必要な対応はとりたいと思っております。それから SPEEDI の件でございますけども、少しご説明をはしょってしまったのかもしれませんが、まず 3 月 16 日以降は、保安院として原子力安全委員会にベントの関連で、まず依頼をした際に、詳細なデータということでございまして、結局放出量といたしますか、放出データが得られないので、実際の放出量を使ったようなベントの評価というのは出来なかったと、まずございます。そういうなかで、これは 4 月 9 日から 10 日にかけて、これは私が把握しております範囲では、安全委員会を通じて評価をしたと聞いておりますけど、単位放出量当たりの評価ということで、確か原子力安全委員会だったと、私は記憶しておりますが、単位放出量当たりでの評価ということは依頼して行っております。それは 4 月 9 日、10 日の 2 日間で行ったものでございます。その後に保安院としてといたしますか、安全委員会に依頼を行わずに行った 5 月 4 日の件は、これは文部科学省を通じて行っております。したがって保安院が自分で原安技センターに直接依頼したと

ということではなくて、原子力安全委員会若しくは文部科学省に依頼して行ったということでございます。保安院は以上でございます。

A：(文科省)文部科学省です。緊急時避難準備区域の解除によって再開した学校の積算線量のモニタリングについてのお尋ねですが、子供たちの活動時間を、公表といたしましてか父兄に対して示したらどうかというご指摘かと思えます。まず確認ですけど、この積算線量のモニタリングの目的あるいは方法につきましては、出来るだけ子供たちの活動と同じような行動をとっていただく先生に付けていただいて、文科省の方や学校の方で目標としております、学校での被ばく線量を出来るだけ低く抑えるということを実際に線量計で確認していただくということが目的でございます。改めて線量計を持っていただく先生方に、その趣旨をお伝えして、できるだけ正確なと申しましょるか、結果が出るようにということで改めて今市の方に連絡をするつもりであります。ただ実際の個々の学校ごとの校庭等での活動の時間となりますと、それは各学校あるいは各地域におけるニーズ、ご父兄あるいは関係者の方々からの要望も踏まえて、必要があれば学校の方で公表していただくのが適当ではないというふうに考えております。以上です。

A：(園田政務官)私へのご質問で、まず一番最後からいきますけれども、除染に関しては先ほどの日隅さんのご質問はちょっと私もどういった観点で述べられたのか確認はしておきますので、また先ほどのニコニコ動画さんの七尾さんのも含めて次回回答が得られるようにしておきます。それから最初に戻りましてチェルノブイリの関係でございますけれども、そういった措置を取られていたというのは私も聞かせていただいております。今後そういったところも含めて今原災本部の中で議論をしていただいている、検討をいただいているというふうに私も承知をいたしております。したがって、まだどういう形で今後お示しができるか、正しく今検討中でございますので、もうしばらく、政府としての対応についてはお待ちをいただきたいというふうに思います。私個人の政治家としてというふうなご質問も併せていただいたところでございますけれども、当然やはり住民の皆さん方が安心して暮らしていただけるようにしていかなければならないというふうに考えておりますので、そういった最大限、やはり政府としても国としてもそういった方々のご意思に沿うような形でやっていかなければ、対応していく必要があるのではないかなというふうに私は考えております。それから、2点目の情報公開です。東京電力に対してということでございますけれども、事業者対それを司る経産大臣としての枝野大臣からというところで、現段階において受け止

めていただきたいのですが、枝野大臣は常々私が申し上げるのもなんですけれども、先ほどの賠償の話もそうでありますけれども、東京電力に対してはしっかりと避難者あるいは被害を受けられた方々に対しての賠償も含めてしっかりと真摯に対応するようにと、しかもそれは最大限の配慮、そういった方々に対する最大限の配慮を持って対応するよということと要請をさせていただいているところがございますので、そういったところも含めてやはり対応をしていただきたいというふうに私も思っているところがございます。で、国から強制力を持って今の段階で何か情報公開を命じると、情報提供を命じるということは、制度上はできないところがございますけれども、やはり私どももそうでありますけれども、したがってこういう公開の場での情報提供というものを私どももこれからやらせていただきたいというふうに思っておりますし、東京電力に対しても同じくこのテーブルについてるわけですから、そういった点で極力皆さん方、あるいは国民の皆さん方への情報提供というものは一緒にやっていくべきではないかなというふうに考えておるところでございます。それから3点目の東海村の件でございますが、ご指摘というか、ありがとうございます。私も今日隅さんからのご指摘で初めてその東海村の状況を知りました。茨城県のそういった対応というものは、今から思えば大変素晴らしかった決断ではなかったのかなというふうに思いますので、今後私どもも政府としてもそういった事例があったのであれば、しっかりと真摯に受け止めさせていただいて、最大限の対応というものは今後も行っていかなければいけないのではないかなというふうに思います。そういうやはり自治体の皆さん方が現場でのそういう肌感覚というものは、一番その地域において分かってらっしゃるところでありますので、そういったところを国としても受け止めるぐらいの度量というものは持っていなければいけなかったし、これからも持っていく必要があるのではないかなというふうに感じた次第でございます。一度私も「世界」の1月号ですか、ちょっとどういう形で取り寄せられるか分かりませんが、取り寄せてみたいと思います。ありがとうございました。

Q：ありがとうございます。それでちょっと何点かあるんですが、保安院の先ほどの告示濃度等の告示とか保安規定、これは公開されてて我々はそれを確認することはできますか。

A：（保安院）告示も保安規定も公開されております。

Q：それはどちらに、どちらのウェブサイトにも。

A : (保安院) ウェブサイトはちょっと分かりませんが、告示は手元に持っておりますけど、原子力実務六法という、こういうものには必ずございます。それから保安規定は東京電力の方で公開されていると思いますが、国会図書館その他でも公開されてるか、そこはちょっと確認する必要がございますけども、事業者の方では公開されているというふうに思っております。

Q : それは松本さん、東電のウェブサイトにも。

A : (東電) いえ、ウェブサイトでは多分ございませんで、発電所周辺のサービスホールと言った地元の皆さまの見学者用の所で保安規定を公開させていただいております。東京ですとこの近くでございます情報公開コーナーの所で公開をさせていただいております。

Q : 具体的にはどこですか。

A : (東電) ここからまいりますと東新ビルという所が南の所にございます。その情報公開コーナーの所に置いてございます。

Q : コピーも可能なんですね。

A : (東電) はい。コピーは可能でございます。

Q : 分かりました。あと先ほど地元説明の訂正をされないのかということで、直ちに再チェックする必要はないということをお示しになったものが、やはり 100mSv 以下、影響が出ないというような方向での記載があったわけですから、これはやはり誤解を呼ぶと思うんですね。現にそういうことがあったわけですから、先ほどのウェブサイト上に掲載されるというご説明を一番最初にあったんですけども、もしそうであればそれを直ちにされたいと思いますし、それが時間が掛かるようであれば少なくともそういう部分があるかどうかの再チェックというのは直ちに行っていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

A : (保安院) 保安院でございますけども、ホームページ上での公開はできるだけ早く行いたいと思っております。

Q：分かりました。

○司会

それでは。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、一つ東京電力の松本さんに。先日からお伺いしてるんですけれども、大津波警報が出た後の対応状況というのはご確認いただけましたでしょうか。それから保安院の森山さんに。先ほど松本さんの方から説明があったのですが、南放水口の所で測っている濃度が、一般排水溝のもののがかなり混じっているということなんですけれども、これは保安院ではそういった認識というのはまず持っていたのでしょうか。持っていたとすると、これまで一般排水溝側からどのぐらいの量が外に出ていたというふうに試算されているか、そういったことをされているかどうか確認できればと思います。それからもう1点保安院の森山さんに。先ほど園田政務官が汚染水の処理に関して、今循環しているので、一方でこれだけ地下水が入るとは思わなかったという認識があるということをお話があったんですが、保安院としてはそういった認識というのはまず持っていたのかどうか、予測をしていたのかどうかをお聞かせいただければと思います。それからもう1点森山さんにちょっと確認なんですけど、先ほど保安規定の総量の線量目標なんですけれども、これは努力目標というお話があったのですが、それで間違いないのでしょうか。ということは基本的には告示濃度だけ守っていれば、量というのは余り罰則というのはないようなことになる気がするんですけれども、そういうことなのでしょう。それから園田さんにお伺いしたいんですが、放出に関してなんですけれども、今後例えば当然統合本部でそういったことが議論になっていくと思うんですけれども、そういったその議論の内容等を議事録含めて公開していただくことというのはできないのでしょうか。過去にあれだけいろいろあった問題でもあり、周りの自治体全魚連含めて、諸外国含めて、先日も中国の香港のフェニックステレビの方いらっやってますけれども、それだけの注目を集めてるものを秘密会議のまま内容を決めて、東京電力も予算を含めて何も公開しない状態の中で、いろいろ検討したけれども無理なので出しましたというのでは、誰が納得するのかなというふうにも思うんですけれども、その辺はご検討いただけないのでしょうか。それからもう1点園田政務官に。先ほど講師派遣の実績一覧を配布していただいてありがとうございました。これを見ると、ほとんど福島県外なんですけれども、これはどういうことなのかちょっとご説明いただけるとありがたいんですけ

れども。以上お願いします。

A：（保安院）まず保安院でございますけれども、放水口付近の濃度の監視でございますが、基本的には一般排水が近くにあることは当然承知しております。そもそもこの発電所から何か特別に放水をしているという状況もございませんので、むしろ一般的な雨水その他が流れているというふうに考えております。それを具体的に量として評価しているわけではございませんけれども、何らかの問題がないかということで継続的に監視をするということでモニタリングを行っているというふうに理解をしております。それから地下水に対する認識でございますが、当初は可能な限りタービン建屋、あるいは主プロセス建屋などの滞留水は処理をしてしまうということで、できるだけ原子炉建屋からタービン建屋への貫通口と言いますか、つながっている所をふさぐといった考え方もございました。したがって当初、主プロセス建屋の使用期間としておおよそ1年ぐらいではないかという前提でものを見ていた時期もございました。その後地下水の流量は多いということが分かってきて、現在は0P3,000ということで維持をしているということはそういうことがもともと背景にございます。したがって、地下水の流量を抑えながらも、万一の場合にある程度の余裕を取っていくということで、地下水を0P3,000で管理するということがございまして、これは大体夏ぐらいにそのような兆候と言いますか、大体分かってきたということで、それは今後中長期的にどうするかということで検討を進めてきたという経緯がございまして、それから総量の件でございますけれども、50 $\mu$ Svというのが線量目標の指針ということでございまして、それ自体が目標ではございませんけれども、当然保安規定に書かれて認可されている以上は、その範囲においては保安規定は守る必要はございません。したがってもしこれを超えるようであれば、保安規定を変えない限りそれは保安規定違反ということになります。以上でございます。

Q： すいません、ちょっとそこから。まず1点、一般排水溝から出ていた水なんですけれども、現状先ほどもお話ありましたように、今日の午前中かな、あったと思うんですが、がれきがないので大丈夫だと思うんですけれども、以前は高線量のがれきが大量に散乱している中で、そういった所を通った水が普通の水だと思えないので、その分がどのぐらい出ていたというのは評価はされてなかったのかを教えてください。それから地下水の流入なんですけれども、これまず1点、夏ぐらいに兆候が分かってきたというのは8月17日だと思うんですが、東京電力から0P3,000で管理するという話があった時には、そうすると既にそういったことがもうある程度分かっていたということ

になると思うんですけれども、なぜ公表されなかったのか、これをお伺いできますでしょうか。というのともう1点、地下水の流入はもちろんあると廃液の方のタンクの容量が厳しいのは分かるんですが、そうは言っても入ってくる量が日常500トン程度なので、入ってこなかったとしても今のまま処理しているといずれ少しそのタンクの寿命が延びるぐらいで、いずれいっぱいになってしまうわけで、その間に取水なり何なりというのができない以上は、やっぱり外に出すことになると思うんですね。そういった試算というのはどこまで先のことを見ていらっしやったのか。ちょっとそれを確認できますでしょうか。

A：（保安院）まずがれきなど、がれきに限りませんが、敷地の汚染されておりますのは当然そういったものが、雨水に混じって出て行くということは当然あるわけがございますけども、その試算ということまではやっておりません。それから地下水の件でございますが、地下水が流入していることは私も何度かその頃から言及をしていたように記憶しております。東京電力の方でも地下水ということには言及されていたというふうに理解しております。具体的なその量としてどれぐらいか、何百トンというのは9月だったかよく覚えておりませんが、その頃には既にOP3,000をだいたい維持するという背景として、地下水の流入ということは言及したというふうに、厳密な日付までは覚えておりませんが記憶しております。それからもし地下水が入ってこなければこれは循環するだけですので、量としては増えないというふうに考えております。

Q：ありがとうございます。循環水だけで増えないとすると、そうすると当初の予定とおり年末で20万トン処理できたということになるのでしょうか。処理できた後に、じゃあ高線量の中を、例えば建屋の地下の高線量の状況をどうするかというような具体的な、何て言うのでしょうかね、作業の方法であるとかも検討は一応されていたということなんでしょうか。

A：（保安院）東京電力の方より詳細な検討状況はご説明できると思いますけど、少なくとも建屋、特にタービン建屋の漏えいを防ぐような、何と言いますか、貫通口の閉塞のための研究、試験、こういったことはかなり早い段階から実施をされておりますし、今もまだ継続しておられるというふうに認識しております。

Q：分かりました。

A : (東電) 東京電力でございますが、津波の警報が 6m になった所の状況につきましては現在確認中でございます。

Q : まだ時間かかりますかね。というか津波の、これは 4 月に作業員の方の遺体が見つかった時点で質問が出ていたんですけども、津波の避難マニュアルというのを見れば済むことだと思うんですが、なぜこれはそういったことができないのでしょうか。

A : (東電) マニュアル上は大津波警報が出れば現場退避をするということが決められてるものになります。ご質問は 6m の津波警報が出た際の対応はどうだったのかというご質問でございましたので、現在事実関係を確認中でございます。

Q : 前にも一度確認したと思うんですが、そうするとマニュアル上は特に津波の高さによって何か手立てを変えるというのは記載はないということでしょうか。

A : (東電) はい。そうです。

Q : 分かりました。ありがとうございます。

A : (保安院) すいません、回答一つ漏れました。講師派遣の件でございますけれども、これは資源エネルギー庁が実施しております、全国を対象にした事業でございます。その実績を一覧にしたということでこうなっておりますので、事業としてどれぐらいやったかということをとにかく一覧にしたということでございます。

Q : 分かりました。ありがとうございます。これはエネ庁が担当でこれをされているというのはどういう流れでそういうことになるのでしょうか。原災本部あるいは支援チームがやっていることというのはまた別な。

A : (保安院) これはもともと従前からあった事業でございます、一般的な放射線の影響等を理解をしていただくということで、講師を派遣する、いろんな自治体でいろんな事業をされる際に、そういう所に講師を派遣するという、そういう制度と言いますか、事業があるという、そういうことでございます。

Q：ありがとうございます。大変恐縮なんですけど、この資料がここに出てきた理由というのはどういうあれなんですか。

A：（保安院）住民説明会ということはどう整理するかというのはなかなか難しい問題がございます、一応国と言いますか、経済産業省が関わっているものということで1回整理をしたかどうかということで、一つ保安院が今年の補正予算で措置をしたものを使っておられるもの、それから資源エネルギー庁が全国を対象にずっとやっているもので、その中にこの福島県でも実施されているものもございますので、そこだけ抜き取ったということではなくて、全体このような説明会と言いますか、講師派遣事業がありますよということで1回整理をしたということでございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。そうすると、これ以外にもっと細かい、本当にその今回の事故に対応した住民説明会というの、まだ他にされているということでしょうか。

A：（保安院）はい。例えば、自治体の主催で、特に国が専門家を派遣していない制度です、というのはあると考えておまして、そういう所に例えば支援チームの人間が結果的に参加しているというケースはあろうかと思えますけども、なかなかどこまで誰がどう把握しているかという整理がなかなか難しかったものですから、少なくとも経済産業省で把握していると言いますか、事業として実施しているものということで1度こういった一覧を作ったということでございます。

Q：ありがとうございます。実際にその今すぐに、まとめるのは難しいと思うんですけども、まとめることは可能ではありますよね。人がそこに行っている以上は。

A：（保安院）はい。どこまで網羅性があるかっていう問題がもともとございまして、たまたま支援チームが何か参加したと、どちらかと言うと、前はそういうことでまとめていたんですけども、それでは必ずしも支援チームが関与していないものはどうかということで、整理が出来なかったものですから、一応国の制度ということで整理をさせていただきました。

Q：ありがとうございました。ちょっと園田政務官に今の件でお伺いしたいん

ですが。確認なんですけれども、現地の災害対策本部で状況把握されていると思うんですけれども、ご確認いただけないでしょうか。

A：(園田政務官) 今日、2種類お配りをさせていただいているんですが、もう一つの住民向け放射線影響等に関する知識の普及事業、こちらが現地対策本部がやっている福島県民の皆さま方に対する住民説明会。そして、もう一つのこの講師派遣実績一覧っていうのが、それとは別個ですね、資源エネルギー庁が自治体も含めて全国的にやっているものの一覧という形ですので、現地対策本部はこちらの方になりますけれども。そういう意図で把握してよろしいですか。

Q： 分かりました。これ10月からの分なんですけれども、14回。

A：(保安院) これは補正で対応しておりますので、この事業は10月からでございます。

Q： それ以前のものというのは。

A：(保安院) それ以前のもので、資源エネルギー庁の講師派遣ということはあるかも知れませんが、それから自治体が独自に実施されているということはあると思われそうですが、ちょっとそこまでは、十分把握は出来ておりません。

Q： 分かりました。こういった住民説明会というのは、ちょっと確認なんですけれども、文科省の方ではノータッチなのか、あるいは文科省の方で何がしらのマニュアルなり、方法なりを作られてやっていらっしゃるのか、ちょっと確認出来ますでしょうかね。

A：(文科省) 文部科学省の方で、住民説明会を主催したりとかいうことはないと思います。

Q： ありがとうございます。

A：(園田政務官) 私に対してのご質問で、議事録の公開ということでしたよね。議事録に限らずですね、今後この対策室と言うかですね、そういった私どもの検討結果についての文書というのは、これ行政文書になってまいりますの

で、当然積極的に公表というものもありますし、また情報公開法による公開という形に寄与するものもございますので、そういった点では精査をして、個人情報ですとか、企業情報などのものを除いた部分で公表するということはありうるというふうに思っておりますので、その点は今後少し省内、あるいは政府内でも議論はさせていただきたいと思っております。

Q：いつ頃になりますでしょうかね。

A：(園田政務官) ちょっと、それはまだまだこれからのこれでございますので、検討はさせていただきたいと思えます。

Q：要するに今回の汚染水の放出だけではなくて、ステップ2がどういう形で議論されていて、これがどういうふうに終わるのか。当然、統合本部の中でもそういった議論されているでしょうし、今の状況どう見ているかというのもあると思うので、ステップ2が月内というふうに言われている中であれば、出来るだけ早くそういったものをお示しいただけると非常に有り難いんですけども。

A：(園田政務官) 恐らくですね、行政文書ですので、当然ながらこれは保存もきちんと管理をされなければいけませんし。そして、国民の皆さんの情報、言わば資産という形でございますので、それは情報公開法に則って、きちんと管理をし、そして公開に寄与するというのは当然ありうる話だろうと思っておりますので。いつの時点でというのは少し検討はこれからさせていただければと思っておりますので、出来るだけ早く皆さま方のご要望にお答え出来るような形は最大限努力はしたいと思えます。

Q：分かりました。

○司会

よろしいでしょうか。それでは、最後にお1人。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。質問2点と、これまでに質問していることの回収をよろしくお願ひします。まず、東京電力と保安院に質問なんですけど、震災発生直後に福島第一と第二にいた人、特に福島第一の方にいた人に対して、何を見て、どう判断して、どう行動したのか、1

人1人に全員に対して詳細を極めた聞き取りというのをやる必要があるのではないか。記録残しておくべきではないかと思うのですが、この辺りどういったお考えなのでしょう。むしろ今後の大規模災害に備える、原発事故に限らず、大規模災害に備えるという意味で、1人1人がどう判断して、何を見て行動したのか、本当に細かいことまで記録に残しておくことは知的財産という上では非常に貴重ですし、むしろ聞き取り調査をやらないということは、歴史の一部を破壊することに相当するようなことではあるかと思うのですが、どのようにお考えなのかお聞かせください。それともう一つ、東京電力の冬のボーナスが出たようですけれども、これボーナス出るようなことなのかどうか。会社の経営状況とか現在の状況もあるでしょうけれども、松本さんからボーナスが出ることの妥当性についてお聞かせください。それと、質問させていただいていることの回収です。まず、東京電力に12月1日の記者会見で質問したことで、震災発生後に自己都合で退職した東京電力社員の数と、退職理由の内訳、特に病気退職による人の数を公表できないかということで聞いておりますが、これはどうなりましたでしょうか。それと、園田さんに大臣が最後に出席した統合対策室の会議との質問で、特別プロジェクトの一覧表を出して欲しいということをお願いしておりますが、これはどうなりましたでしょうか。同じく統合対策室の議事録の有無の確認の中で、その他の会議体まで確認したので時間が掛かったと仰っていましたが、その他の会議体の内訳、これも調査公表の要望していますが、どうなりましたでしょうか。それと園田さんに、記者会見に出席している毎回の出席者の数、特に記者の区分ごとの参加者数を公表して欲しいということで申し上げておりますけれども、これがどうなりましたでしょうか。後、最後お礼ですけれども、保安院。私が情報公開開示請求してございました保安院撮影の写真、公表していただけるということで感謝いたします。以上です、よろしく願いします。

A：(保安院)まず、保安院からでございますけれども、福島第一におられた方への聞き取りということでございますけれども、これまでも何度か聞き取りは行ってきております。最近であれば11月に福島第一で当時1号機の対応に当たった方に対してアイソレーションコンデンサー等あるいは手順書などについて聞き取りをしております。網羅的ということにはなかなかいきませんが、現在保安院で福島第一の事故の技術的知見に関する意見聴取会ということで技術的な検討を行っておりますが、その中で必要な所の聞き取りは今後はまた必要であれば実施していきたいと考えております。以上です。

Q：東京電力から聞き取りに関してお願いできますでしょうか。

A：（東電）はい。いわゆる事故対応の記録としてそういうものを作りたいとは思いますが、現時点で1人1人に聞き取りをするかどうかについては決まっておられません。それからボーナスの支給でございますが月ごとの給料それから賞与を合わせた形の年収ベースでの減額を実施しております。それから震災以降の自己都合によります退職者ですけれども現時点では通年の約3倍程度でございます。理由につきましては公表できかねます。

Q：まず聞き取り調査のことに關してですが、部分的なものではなくてその福島第一構内にいた全員に対してといったことの、そういった大規模の調査の重要性、あるいは必要性というのは認識されているかどうか。東京電力の方から今やりたいというようなことを仰ってましたので保安院からこの件についてはお願いします。それとボーナスですけれども、その他の方で減額があるからボーナスをもらっていいのかどうかというような、平均38万円というような報道もありましたけれども、こういった金額というのも本来はむしろ会社としてボーナスなんて最初から検討するようなことではないと思うのですが、松本さんどのようにお考えなのかお聞かせいただけますでしょうか。それと退職者の数、例年の3倍程度と今おっしゃいましたと思うんですがこれ内訳3倍というのは正直異常な数字ですので内訳の公表もしっかりお願いします。

A：（東電）はいまず、1人1人に調査するかについては今後の事故の対応の記録をどういうふうに作っていくかによりますのでまだ決定したというような事実ではございません。それからボーナスの支給につきましては繰り返しになりますけれども、月別の給与と賞与をあわせた年収ベースでの減額を実施しております。それから退職者数でございますがこちらは通年の3倍程度ということでございますけれども、理由につきましては公開は控えさせていただきたいと思っております。

Q：すいません。このボーナスのことは了解をしました。3倍程度退職者数いるけれど内容を公表しないということの判断について園田政務官何かお考えはあるのでしょうか。

A：（園田政務官）そうですね。どのようにお答えすればいいんだろう。

Q：公表すべきだとお考えなのか公表する方が望ましいとお考えなのか、あるいは公表しなくても全く構わないというような感じなのかどうでしょうか。

A：(園田政務官)退職をされる方の自己都合ということですから当然様々な理由があろうかというふうに思っています。したがって今の労働基準法にのって考えるならば自己都合退職、会社都合退職というような形で2種類大きく分けてあるわけでございますのでそういった区分けでいいのではないかなというふうには思います。

Q：すいません、そんな答えでいいのでしょうか。これだけ大きな事故を起こしている事業者の退職者数が例年の3倍というのはちょっと常識、事故そのものが常識外れというのはもちろんなんですけども余りにもこれ公表せずにそのまま済ますというような数字ではないと思うんですけど。

A：(園田政務官)それと事故に対する収束とどういう形でリンクするのかというのは、ちょっと私は分かりかねます。したがってしっかりと東京電力、そして私どもの政府は事故収束をしっかりと行っていくというところがあるかと思えます。そして新たな人員要請という点については今東京電力そして関連企業さらには保安院という形の関連をさせながら、協力をさせながら今放射線管理要員であるとかそういったところの人員要請というものをやらせていただいているわけでございますので、そういった点では事故収束というものをきっちりやっていくということが国民に対する私は責任ではないかなというふうに思っています。

Q：数の内訳の方ですが病気休職というのがどれだけあるのか、松本さんからお答えはありませんでしたけれども、病気休職者がどれだけ増えているかというのは、場合によっては事故の収束とも大きく関係するんじゃないでしょうか。この辺り政府として東京電力に確認を求めたりするつもりはあるんでしょうか。

A：(園田政務官)労働基準法に抵触しているということであるならば確認は必要だというふうに思っておりますけれども、まだそのような報告は受けておりません。

Q：確認するつもりはあるのでしょうか。労基法関係なく。

A：（園田政務官）労働基準法に関係なくということでどういう形が出来るのかは先ほど来お話しが出てるように労基法という形で保安検査という形で検査が入るか、あるいはそうでなければ労働基準法に照らし合わせてどういう形であるのかということはそれはその時々状況によって検査に入る、入らないは決まってくるということでございます。

Q：東京電力松本さん、政府がこういうような状況なんですけども自主的に公表するつもりはありますか。

A：（東電）はい。繰り返しになりますが私どもの方から退職の理由を個別にご説明することはございません。

Q：病気休職者の増減についてはどうでしょうか。

A：（東電）はい。休職者数等につきましても公表する予定は今のところございません。

Q：公表することで生じる支障か何かがあるのでしょうか。健康問題関わる部分ですのでこれ出さないと駄目だと思うんですけど。

A：（東電）私どもとしてはそう考えておりますけれども、これは私どもと佐藤さんの見解の相違だと思います。

Q：分かりました。取りあえずこれは了解しました。保安院からよろしく願います。

A：（保安院）はい、保安院でございましてけれども聞き取りの件でございしますが、これはお答えといたしましては必要な範囲で聞き取っていくということでそれ以上でも以下でもないと考えております。

Q：この部分歴史を作るというようなつもりで全体的な、全員に対して調査をするような考えというのは現在では全くないということなんでしょうか。

A：（保安院）歴史を作るという意味はどういう意味か分かりませんが、今全員をとという計画はございません。

Q：分かりました。歴史関係というのは漏れがあると、やめておきますすみません。回収の方園田政務官からよろしくお願いします。

A：（園田政務官）はい。特別プロジェクトについての内訳でございますが、今2問目の質問ともリンクしますけれどもその他の会議体も含めて今作業をさせていただいているというところでございます。それから記者会見についても区分の内訳でございますけれども、これも膨大な量でございますので今作業に取り掛かせていただいているところでございます。出来次第また公表させていただきます。

Q：記者会見の参加の方に関してちょっと確認をしたいんですが、公表するということで今既に集計作業に入っているということで。

A：（園田政務官） はいそうです。

Q：公表される形式、様式というのはこれ要望いたしました例えば何月何日に区分1の記者が何人。そういった形で細かく出てくるということでもいいんでしょうか。そこまで出していただかないと逆にこちらとしてはデータとしての意味が無くなってしまうので。

A：（園田政務官） ちょっとそれも含めて確認をいたします。どういう形で今整理されているのかというところをまず確認をさせていただいて、集計が出来たところから発表しようということで私から指示をさせていただきました。

Q：分かりました。取りあえず出していただければと思います。ありがとうございました。

○司会

では最後です。本当に最後にさせていただきますけどよろしいですね。はい。

○NPJ 日隅

Q：森山さんが保安規程に決まっているから前年度の放出量について検討することは出来ないというようなことを言われたんですけども、炉規法の37条の3項を見ると主務大臣は核燃料物質、核燃料物質によって汚染されたもの又は原子炉による災害防止のために必要があると認めるときは原子炉設置者に対

し保安規定の変更を命ずることが出来るとあるわけですから、保安規定の変更を命じて大量に何千年分の保安規定を上回るような放出をしたことを踏まえて保安規定の変更をすることは可能なんでしょうか。それを所与の前提のように変えられないというようなことを前提に答えられた先ほどの答弁というのは非常に不誠実だと思うんですけどもいかがですか。

A：（保安院）変えられないと私申し上げたつもりはございませんけれども、もちろんこの災害防止上支障が、災害防止のために必要だと認めるときはそれはどういうことであれ、保安規定の変更を命ずる事ができるということでございます。

Q： 森山さんをご検討いただけるかどうか分かりませんが、そういう説明はちゃんとやっぱりこれからはしていただければやはり誤解を生むと思うんですね。よろしくお願いします。

#### ○司会

それでは以上で本日の記者会見を終わりにさせていただきたいと思います。次回でございますが来週の月曜日 12 日ですけれども 16 時半からを予定させていただいているところでございます。変更される場合もございますので改めてまたメールにてご案内をさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。